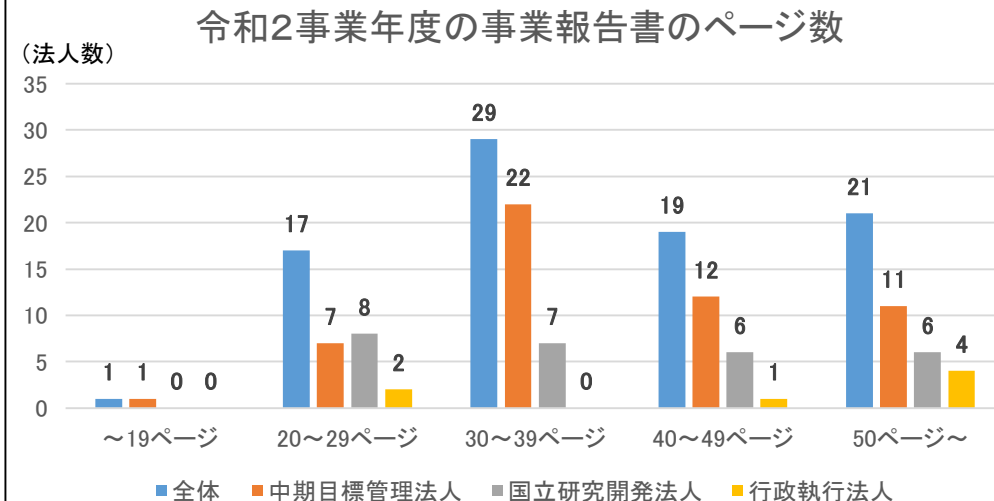
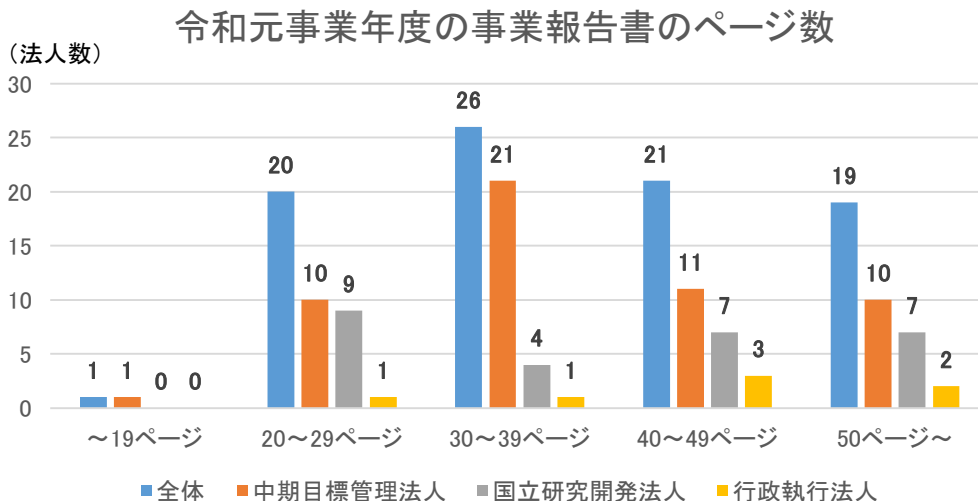


- 本資料は独立行政法人の令和2事業年度の事業報告書について事例を紹介するものである。令和2事業年度は「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(平成30年9月3日)」適用2年目であり、同ガイドラインに示された考え方は一定程度浸透しているものと考えられるが、事業報告書の利用者である「国民その他の利害関係者」にとってより有用な情報を提供する観点から、令和3事業年度の事業報告書作成にあたり参考になると考えられる令和2事業年度の事業報告書の開示例を記載した。
- 令和元事業年度の事業報告書における事例紹介は[リンク先](#)を参照。
- 紙面の都合上、各項目の事例全てを紹介していない。また、該当箇所を各事業報告書から抜粋して記載している。各事業報告書の全体については、各法人のホームページ等で確認されたい(なお、記載した事例につき、法人名にリンクを付している。リンクは令和4年3月10日時点のものである)。
- 事例紹介にあたり事務局において、必要に応じて、緑枠に補足のコメントや事例を赤枠で囲む等のハイライトを付している。
- 本資料は、紹介した事例に対する正否を示すものではなく、独立行政法人の実務を拘束するものでもない。

【凡例】

- 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) … 通則法
- 独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針(平成29年9月1日) … 基本的な指針
- 独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(平成30年9月3日) … ガイドライン



目次

項目	ページ	項目	ページ
「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」について	1～2	事例紹介(テーマ別)	
事例紹介(事業報告書の記載事項別)		トピックスや成果等	20
法人の長によるメッセージ	4～5	令和元事業年度と令和2事業年度の比較	21～31
政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	6	アクセスの容易さ	32～33
法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	7	社会的課題への対応についての記載	34～44
持続的に適正なサービスを提供するための源泉	8～11	アンケート	45～55
業務運営上の課題・リスク及びその対応策	12		
業績の適正な評価の前提情報	13～14		
業務の成果と使用した資源との対比	15		
財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	16		
内部統制の運用に関する情報	17		
参考情報	18		

- 通則法第38条第2項に基づき作成される「事業報告書」について、法人の長のリーダーシップに基づく独立行政法人の業務運営の状況の全体像を簡潔に説明するものと位置付け
- 事業報告書の目的や作成の目安、提供される情報など、事業報告書の作成・公表に当たっての指針を「ガイドライン」として取りまとめ
- 事業報告書の利用者の情報ニーズなど、ガイドラインに記載のない事項については、「基本的な指針」を参照することが有用

<主なポイント>

- ① 法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な業務運営の全体像をストーリー性を持って簡潔に説明
- ② 独立行政法人の特性を踏まえ、非財務情報や課題・リスクなど将来の業務見通しに関する情報を提供
- ③ 独立行政法人により提供される情報の窓口となり、プラットフォームとしての役割が高まる、または果たすことが可能



ガイドラインを踏まえた事業報告書の作成により、以下のような効果が期待される。

- 法人の長が、独立行政法人の業務運営上のリスクを識別、分析及び評価するとともに、持続的に適正なサービスを提供するための源泉等を踏まえた対応策について、**国民その他の利害関係者**に対して、自ら戦略的に説明すること



事業報告書の利用者を「**国民その他の利害関係者**」と総称する(ガイドライン2.1)

- 独立行政法人において、複数の関連部署等とのコミュニケーションがなされ、また事業報告書で提供される情報の管理体制が整備される必要があることから、独立行政法人の適切なガバナンスの構築に貢献すること

作成の目安となる考え方

左記を踏まえた事業報告書の作成により…

目的適合性

国民その他の利害関係者の情報ニーズ及び事業報告書の目的に沿う情報が提供される。

情報の結合性

事業報告書で提供される情報の相互関連性や事業報告書に関連する報告書等との関係の全体像が示される(ストーリー性、プラットフォームとしての役割)。

重要性

国民その他の利害関係者の情報ニーズや法人の政策実施機能の発揮に実質的に影響を与える情報が、事業報告書において提供される。

簡潔・明瞭性

国民その他の利害関係者の理解が促進される。

忠実な表現

国民その他の利害関係者に、信頼性、中立性及び完全性を踏まえた情報が提供される。

比較可能性

国民その他の利害関係者は、当該独立行政法人と他の独立行政法人とを比較した情報を入手でき、また当該独立行政法人の過去情報等と比較した情報を入手できる。

- 「国民その他の利害関係者」にとって有用な情報が提供
- 事業報告書の目的を達成

事業報告書の作成の目安となる考え方等を踏まえると、以下のような表示が有用である。

- ・ 概要を説明すること
- ・ 全体像を示すこと
- ・ 相互参照を付すこと
- ・ グラフ、図表、見出しを活用すること

事業報告書の目的


- 独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民その他の利害関係者に対して、**どのように法人の政策実施機能を発揮したのか、また発揮するのか、全体像を簡潔に説明すること**
- 独立行政法人の業務運営の状況を報告することで、国民その他の利害関係者が独立行政法人の業務運営上の課題・リスクを把握するなど、**独立行政法人の持続的な業務運営や業務改善等の判断に役立てること**

事例紹介

(事業報告書の記載事項別)

事例紹介について、以下の記載は事務局が示したものである。

 (赤点線の四角)はポイントと考えられる事業報告書の記載

 (緑点線の四角)は各事例のポイントに関するコメント

事業報告書の記載事項別における記載上の留意事項は、「独立行政法人の事業報告書に係る『標準的な様式』について(平成30年12月27日事務連絡)」を参照されたい。

三島イニシアティブ ～第1弾～

世界最高水準の医療の提供に資するデータ活用推進基盤の構築



質の高い医療をお届けするため、デジタル社会における医療研究開発を推進するプラットフォーム構築に取り組みます。

日本におけるゲノム医療の実現
【個別化医療に向けた研究等の着実な推進】

- **三大バイオバンクを中心にバイオバンク連携を推進**
 - 既存資料の横断的利活用を推進する体制整備
 - 試料の精緻化(全ゲノム解析等)を推進し安定した利用を実現
 - 前向きな詳細な臨床情報を持ち、包括的研究利用およびアウトカム可能な日本人全ゲノム解析データの利活用を推進
- **大規模ゲノム解析基盤を整備**
 - 拠点サーバーの能力を最大化し運用を効率化するクラウド化
 - プライバシー保護を実現する高セキュリティ解析環境
 - バイオインフォマティクス研究者の育成
- **AMED組織改編によるデータ利活用体制を構築**
 - 個人ゲノム・臨床情報を対象としたデータシェアリングを推進
 - データ利用審査委員会の設置
 - 産学官民が連携したデータ利活用を推進

国立研究開発法人
日本医療研究開発機構
理事長 三島浩康

5つの統合プロジェクト

- 1 医療保険PJ
- 2 後援機関・ヘルスケアPJ
- 3 再生・細胞医療・遺伝子治療PJ
- 4 **ゲノム・データ基盤PJ**
- 5 高度基礎研究PJ
- 6 シェア開発・研究基盤PJ

例えば、令和2年度のAMEDにおいて、いまだ感染の拡大が続く新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、研究開発支援を迅速に行うことは、最も重要な課題の一つでした。COVID-19のパンデミック宣言から現在までに、1. 分子疫学・病態解明、2. 診断法・検査機器開発、3. 治療薬開発、医療機器開発、4. ワクチン開発、5. 基盤的な研究などの支援に加え、感染症対策の国際展開や産業支援など、緊急性の高いものからスピード感を持って研究開発支援を実施し、すでにいくつかの成果を挙げているところです。いち早く国民の皆様とその成果をお届けできるよう、引き続き、COVID-19対策に関連する研究開発支援を強力に進めてまいります。

また、「三島イニシアティブ」と銘打ち、重点的推進方針の第1弾として、世界最高水準の質の高い医療を提供するためのデータ利活用推進基盤の構築を目指すことを打ち出しました。患者様に新たな治療を提供するといった個別化医療の実現に向けた研究基盤を整備し、「日本におけるゲノム医療の実現」を目指すため、三大バイオバンクを中心としたバイオバンク連携の推進等に取り組んでいます。

これらを始めとしてこれからの医療関係の研究開発を推進するためには、医学・薬学に留まらない幅広い分野との融合研究が必要となることも認識しつつ、AMEDの今後のあり方とマネジメントについて、新しい視野を持って取り組んでまいります。

法人の長が推進した施策を簡潔に説明

(日本医療研究開発機構)

<参考>ガイドライン(抜粋)

2.2 事業報告書の目的を以下のとおりとする。

- ・ 独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民その他の利害関係者に対して、どのように法人の政策実施機能を発揮したのか、また発揮するのか、全体像を簡潔に説明すること

<業容拡大に伴う信用リスクへの対応>

令和2年度 業容拡大

1. 貸付残高(金額)

3兆4,124億円 (R1) → 4兆8,739億円 (R2)

2. 貸付残高(件数)

2.1万件 (R1) → 4.8万件 (R2)

3. 無担保貸付残高(金額)

53億円 (R1) → 1兆4,926億円 (R2)

令和3年度の対応

1 リスク管理の強化・効率化

- ① 増加した貸付先のリスク管理債権化の未然防止：イエローゾーン管理による効率的モニタリング
- ② 引当金の効率的な管理：自己査定システムの導入

2 取引急増に伴う経営安定化支援

- ① 経営リサーチレポート：新型コロナ対策に関する情報提供
- ② 経営分析参考指標の拡充：診療所、歯科診療所
- ③ セミナー：新型コロナ対策に関する情報提供
- ④ 事業報告書徴求の体制整備

3 経営資源対応 信用リスク管理体制の強化

- ① リスク管理債権対応組織強化：R2年4月
- ② モニタリング体制強化：R3年4月
- ③ コロナ融資申込、与信リスク管理の「配分資源の最適化」：R3年4月及び適宜

融資残高・件数
増大への対応

事業報告書冒頭の「法人の長によるメッセージ」において、当該年度の状況を踏まえた翌事業年度の取組(将来情報)を、読み手が目を引きやすいよう図を用いて明瞭に説明

(福祉医療機構)

令和3年度から新たに第四期中期計画（令和3年度から令和6年度まで）がスタートしました。平成29年度から令和2年度まで取り組んだ第三期中期計画は、おおむね目標を達成することができました。しかしながら少子高齢化社会や地方圏の人口減少の深刻化、自然災害の激甚化・多頻度化、高経年マンションの増加等、住生活を取り巻く環境はとどまることなく変化し続けています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済社会活動の変化にも迅速かつ適確に対応する必要があります。そのため、第四期中期計画においては、こうした変化に適確に対応しつつ、地域における住まい・まちづくりに関する政策課題の解決に向けて、国の政策実施機関として当機構が持てる機能を最大限発揮してまいります。

まず、証券化支援事業においては、長期固定金利の住宅資金を全国にあまねく安定的に供給し、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成に取り組むとともに、子育てや地方移住などの地方公共団体における様々な課題の解決に取り組んでまいります。

住宅融資保険等事業においては、民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるよう、当機構が保険引受という形でリスクを分担して支援します。また、リバースモーゲージ型住宅ローン【リ・バース60】による高齢者の住生活関連資金の供給を支援するとともに、制度の普及に向けた啓発活動を実施します。

住宅資金融通等事業においては、災害復興住宅融資や被災者に対する継続的な返済支援など、全国各地で頻発する自然災害からの復興を支援します。また、マンション共用部分リフォーム融資やマンションすまい・る債の発行によって、マンションの適切な維持管理や建替え・改修を促進するとともに、マンション管理団体や民間金融機関等と検討する協議会の開催や、機構ホームページ上で大規模修繕工事費用を試算できるサービス「マンションライフサイクルシミュレーション」の周知など、様々な側面から高経年マンションの課題の解決に資する取組を展開します。

中期計画の振り返りと、翌事業年度から開始する中期計画の取組を事業ごとに簡潔に説明(ストーリー性)

(住宅金融支援機構)

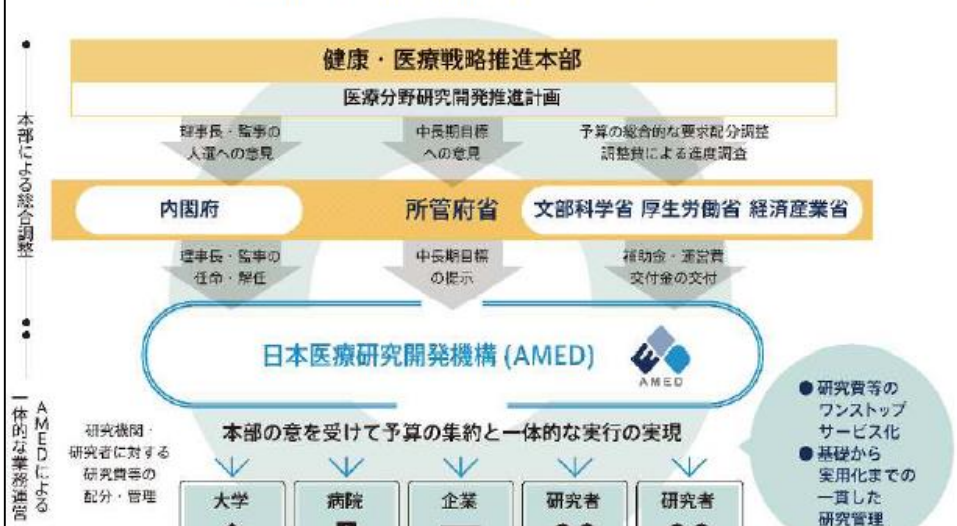
当該年度の主な成果を時系列で説明することにより、読み手が1年間の法人運営の動向を理解できるような情報を提供

(宇宙航空研究開発機構)

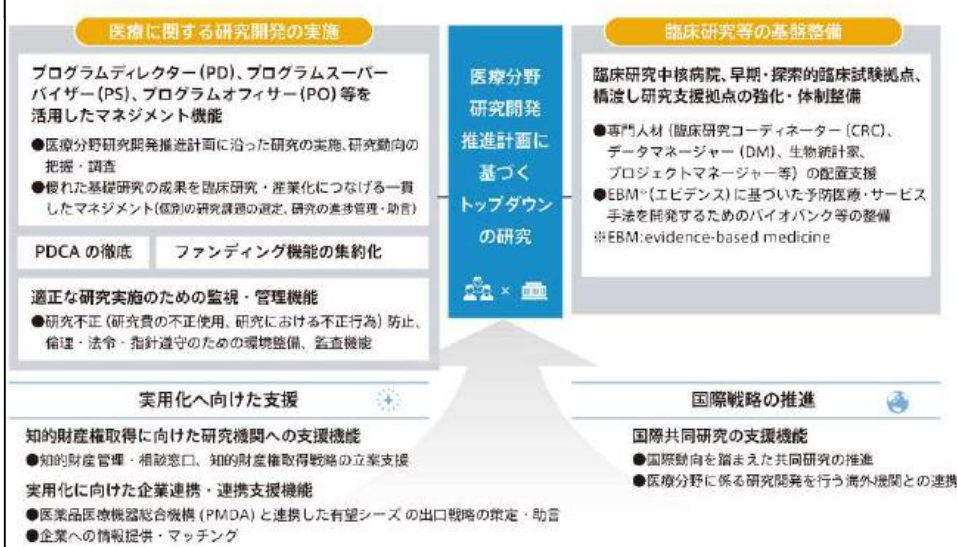
2020年度の主な成果等

2020年4月	金星探査機「あかつき」による金星大気の探査活動に基づく研究成果をまとめた論文が、『サイエンス』電子版に掲載。
5月	H-II Bロケット9号機によりISS用大型バッテリー等を搭載したHTV 9号機の打上げに成功。HTV、H-II Bとも最終号機となったが、11年にわたる運用において全9機連続成功。
6月	イプシロンSロケットの開発・打上げ輸送サービス事業に関する基本協定を、株式会社IHIエアロスペースと締結。日本電気株式会社（NEC）が開発・製造するベトナム向け地球観測衛星「LOTUSat-1（ロータスサット・ワン）」をイプシロンSロケットにより内之浦宇宙空間観測所から打ち上げることに伴って同社と受託契約を締結。イプシロンロケットシリーズとして海外衛星の打上げ受託は初。
7月	H-IIAロケット42号機によりアラブ首長国連邦（UAE）の火星探査機「HOPE」の打上げに成功。 星出彰彦宇宙飛行士、スペースX社のクルードラゴン宇宙船運用2号機（Crew-2）への搭乗が決定。日本人として若田光一宇宙飛行士に次いで2人目となるISS船長を務めることも決定。
8月	GSMaPを活用し、理化学研究所等と共同して世界で初めて降水観測データを数値天気予報に直接利用した「5日後予報」を実現し、8月よりリアルタイム降水予報の公開を開始。 「令和2年7月豪雨」（熊本豪雨）について、陸上の水循環シミュレーションシステム「Today's Earth」を用いた解析結果を公開し、洪水危険地域の推定結果の有効性を示した。
9月	開発中のH3ロケットについて、第一段エンジンLE-9において確認された技術的課題への対応を確実にを行うために、当初2020年度の打上げを目指していた試験機初号機の打上げを2021年度へ、2021年度の打上げを目指していた試験機2号機の打上げを2022年度へと計画を見直した。
10月	日米など8ヶ国が月惑星探査のための共通原則を定めたアルテミス合意（アコード）に署名。 新しい宇宙飛行士を来年秋頃に募集することを発表。
11月	スペースシャトル退役後の米国有機打上げ再開運用初号機（クルードラゴン宇宙船Crew-1）に、国際パートナーとして唯一野口聡一飛行士が搭乗し、スペースX社のファルコン9ロケットにより打ち上げられ、ISSでの長期滞在を開始。 若田光一宇宙飛行士及び古川聡宇宙飛行士がISS長期滞在搭乗員に決定。 H-IIAロケット43号機による光データ中継衛星（JDRS）の打上げに成功。
12月	はやぶさ2が地球に帰還し、再突入カプセルを豪州ウーメラにて無事回収。カプセルコンテナから物質・ガスを確認。 ゲートウェイに関する日米政府間の了解覚書が締結。
2021年3月	H3ロケット試験機1号機の打上げに向けた開発試験の一環として、種子島宇宙センターにおいて極低温点検を実施、ロケット及び地上設備の機能等の確認を終了。 D-NETを構成する各機能等を気象サービスプロバイダ・航空装備品企業・航空ソフトウェア企業3社に技術移転を実施。

日本医療研究開発機構 (AMED) の位置づけ



日本医療研究開発機構 (AMED) が果たすべき機能



② 機構の事業による政策の推進

「子育て環境整備」の政策を推進するため、福祉医療貸付事業による施設整備・建替に対する政策融資、福祉医療経営指導事業による施設経営の安定化支援、退職手当共済事業による保育士の確保・雇用の安定化、社会福祉振興助成事業による NPO 等市民活動の支援、さらには、内閣府より委託を受けた「子供の未来応援基金」による子どもの貧困問題に取り組む市民活動に対する助成など、多岐にわたるサービスを提供しています。

また、国民の皆さまに福祉保健医療情報を幅広く提供する福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET 事業) では、令和 2 年度から「子ども・子育て支援情報公表システム」の運用を開始しました。

このシステムでは、子ども・子育て支援法第 58 条に基づく特定施設・保育施設並びに幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等に関する情報を一元的に掲載し、施設種類や所在地で検索・閲覧できる機能を備えるなど、利用者の選択に資する情報を提供しています。



国の掲げる重要政策への法人の対応を図を用いて明瞭に説明 (福祉医療機構)

国の政策体系の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを図を用いて明瞭に説明

(日本医療研究開発機構)

3. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 運営基本理念、運営方針及び行動指針

運営基本理念

確かな技術力による科学的検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献します。

実現

運営方針

「技術力」を高め、最新の知見を未来に向かって役立てます。

技術で行政を支える組織として、検査・分析技術を維持・向上させるとともに、新しい検査・分析手法の開発・導入に取り組みます。また、専門家集団として、蓄積した知見とノウハウを社会に還元します。

情勢変化に柔軟に対応する組織を目指します。

社会経済の変動、新たな環境問題、動物の疾病や植物の病害虫の発生などの情勢の変化に注意を払い、新たな課題に柔軟に対応できる組織力を培います。

実行

行動指針

使命感

専門家としての強い使命感を持ちます。

食の安全や消費者の信頼の確保を担う専門家としての責務を理解し、強い使命感を持って業務に臨みます。

技術力

試験結果の信頼性を確保するとともに、スキルアップに努めます。

国際基準に基づく品質システムを運用することにより、信頼性が確保された分析結果を提供します。また、検査・分析技術の向上に努めます。

技術力 情勢変化対応

コミュニケーションをとりやすい職場をつくります。

個々の調査・検査結果について組織のチェック体制が機能するように、また、情勢変化に柔軟に対応できるように、情報を共有し、自由・活発に意見交換できる職場をつくります。

理念、運営方針及び行動指針の関係を図を用いて明瞭に説明

(農林水産消費安全技術センター)

●組織戦略

最終目標	戦略等
安全・安心な国民生活の実現と我が国の健全で持続性のある産業発展への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 顧客ニーズや政策ニーズの徹底的追求、ビジネスモデルの改善等を通じて、事業部門各々の事業価値の継続的な向上を図る。特にデジタル技術を活用した事業価値向上に注力する。 顧客/政策ニーズの大きさや将来動向等を踏まえ、NITE が中長期的に成長を図っていくべき事業分野・テーマを整理し、段階的・試行的にその事業化に向けた取組を進める。このために必要と考えられる人材、技術等の整理を行いつつ、その整備に計画的に取り組む。 業務プロセスの随時の改善、重要度の相対的に低くなった業務の縮小・廃止等に積極的かつ恒常的に取り組んで行くことで、生産性の向上を図る。 事業の価値や成長性等を踏まえ、現在及び将来において NITE が提供する価値の最大化を図ることを目的に、戦略的な資源(人員、予算)配分を継続的に行う。 事業の改革、人材マネジメントの改革、DX の活用、その他の一連の改革を統合的かつ長期継続的に進める「NITE の変革」に取り組む。

●事業戦略

分野	目標	戦略等
製品安全分野	製品事故の発生の減少	<ul style="list-style-type: none"> 外部から収集したデータと内部で獲得し蓄積した製品事故データの掛け合わせによる分析から事故発生要素の相関関係を明らかにすることで、高リスクの製品事故の未然及び再発防止のため、政府へエビデンスに基づいた提案を行う。 安全な製品の製造・流通のため、事業者とのコミュニケーションを強化するとともに、製品事故の未然防止に向けたリスクアセスメントの支援及び再発防止のための措置提案を行う。 誤使用・不注意による事故を防止するために、消費者の気付きに資するコンテンツの充実を図るとともに、外部機関とも連携し、伝えるべき対象へ行き届くタイムリーな注意喚起を行う。
化学物質管理分野	化学物質の人の健康や環境に影響するリスクの低減	<ul style="list-style-type: none"> 法執行支援業務で長年蓄積した情報・技術に加え最新の技術動向を取り込み、的確・効率的に社会における化学物質のリスクを把握して、事業者のリスク低減に積極的に関与する。 化学物質管理に加えイノベーション支援にも役立つ、化学物質情報の一元化を目指し、集めた情報を自らも活用(データドリブン型)して化学物質によるリスク低減を促進する。 法執行支援業務で長年蓄積した化学物質評価に係る情報・技術を in silico 等を活用して社会情勢(SDGs、動物試験法代替等)に応じたイノベーション支援への転用を推進する。
バイオテクノロジー分野	バイオ産業の中長期的な発展	<ul style="list-style-type: none"> 生物資源データプラットフォーム(DBRP)をハブとしてバイオとデジタルの融合を推進し、生物資源及び関連情報の価値を高め、利活用促進を図るとともに、社会にソリューションを提供する。

組織戦略(全体)に加え、各分野の目標、戦略等の関係を図を用いて明瞭に説明

(製品評価技術基盤機構)

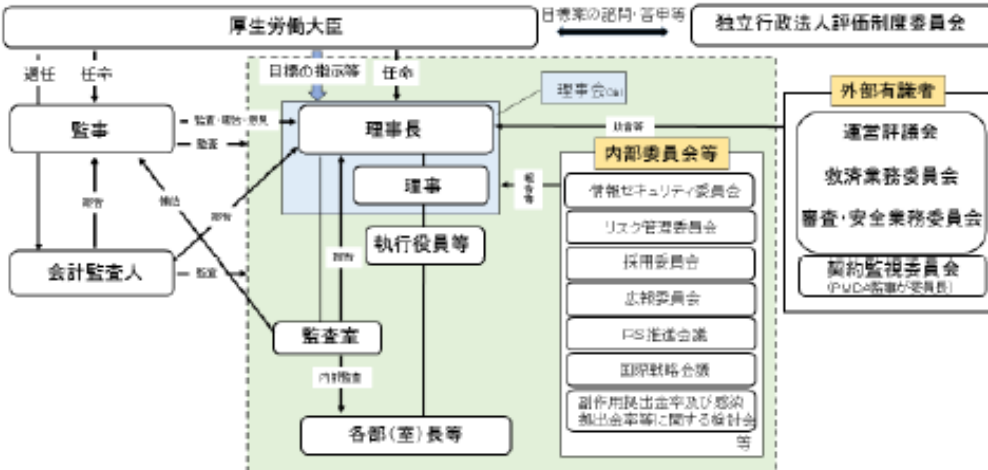
ガバナンスの状況

令和2年度においては、これまで以上に組織におけるガバナンス体制を強化するため、意思決定過程における理事会と各種委員会との関係の見直しを行い、令和3年1月から実施しています。具体例として、財政状況については、これまで役員が出席する個別の委員会で報告・議論をしてきましたが、見直し後は理事会で審議する運営にしました。また、情報システムに投資する予算についても、役員が出席する個別の会議から理事会で審議する方式にしました。

リスク管理体制については、これまで、コンプライアンスリスクを中心とした個別のリスクの発生事案への対応から、構造的な問題の把握とそれらを俯瞰したPDCAサイクルの循環にシフトするために、リスク管理委員会のあり方の見直しを行いました。

PMDAのガバナンス体制は以下のとおりです。

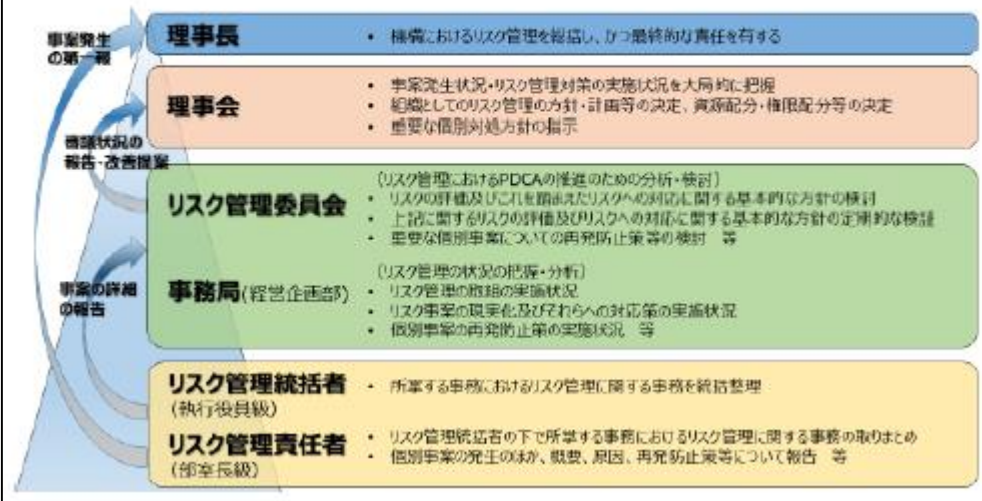
医薬品医療機器総合機構のガバナンス体制図



(注) 経営上の重要事項の最終の合議の場とし、議決の決定を基に、理事長が協議しての決定とする。また必要に応じ役員(執行役員等)を出席させ、自體職掌に關し及対応を求め、又は意見を徴することが出来る。また必要に応じ内部委員会等の協議を踏まえた上で理事長に付議を行う。

また、見直し後のリスク管理のあり方は以下のとおりです。

リスク管理の運営見直し後の体制について



ガバナンス体制を見直す背景、変更内容等を具体的に説明

(医薬品医療機器総合機構)

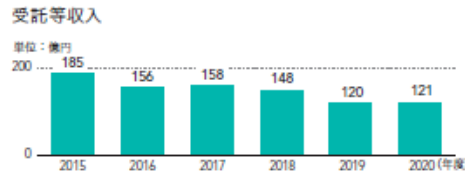
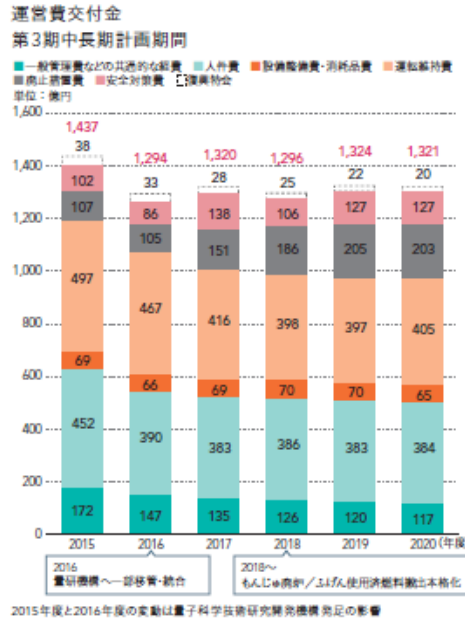
財源の状況

社会及び環境への配慮等の状況

原子力機構の予算構造と推移

○ 原子力機構は、試験研究炉をはじめとした大型の研究施設を有しており安全を最優先に運転、維持管理を実施しています。

現在、定常臨界実験装置「STACY」や高温工学試験研究炉「HTTR」、高速実験炉「常陽」などの施設の運転再開に向けて準備を進めており、原子力機構のみが実現可能な研究成果の創出に取り組んでいます。



○ なお、基本的な財源である運営費交付金に加え、受託等収入といった外部資金の獲得にも努めています。

< 運転維持費の例 >
 ・ 保守点検費 ・ 施設の光熱費 ・ 燃料製造費
 ・ 負圧実験設備の運転 ・ 核物質防護設備の設置、維持

○ 2017年に施設中長期計画(P.16)を策定し、計画に基づいて廃止措置を進めています。
 もんじゅやふげん、東海再処理施設といった大型の原子力施設の廃止措置はトータルコストの削減につながりますが、廃止措置自体は多額のコストがかかります。

その予算額は第3期中長期計画の中で増加しており、喫緊の課題として廃止措置が機構の主要業務の一つとなっています。

< 廃止措置費の例 >
 ・ 使用済燃料の処理費 ・ 原子炉周辺機器の解体費
 ・ 廃棄物処分費用積立金

○ 2011年3月11日に発生した東日本大震災以降、新たな基準による多くの安全対策を実施しています。また、原子力災害を防ぐため、設備の老朽化対策等を進めています。

< 安全対策費の例 >
 ・ 津波対策工費 ・ 耐震補強工費、電害防除対策費
 ・ 外部からの給水設備、給電設備の整備 ・ 老朽化した配管設備の更新

●NITEの社会及び環境への配慮等(取組事例)

取組	事例	SDGs
デジタル化の推進による取組	<ul style="list-style-type: none"> 積極的にペーパーレスを推進し、NITE 主催の会議資料を電子化 ペーパーレス推進月間を実施し、職員のペーパーレスへの意識向上を推進 電子決裁の徹底、外部からの電子申請の活用 執務室のフリーアドレス化の推進により、無駄な書類等を保有しない意識の徹底 	12, 13, 15
デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用した業務上の課題解決、効率化及び高度化の推進による新たな価値の創造 	9
環境や支援が必要な企業等に貢献する調達	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮された物品を積極的に導入するため、「グリーン購入法」の指定製品(コピー用紙、自動車リース等)の調達を100%達成 電気供給と産業廃棄物処理について、温室効果ガス等の排出削減に配慮されたものを契約 <p>【環境配慮への取組】 https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/sonotahojin/keiyouku/kankyo/index.html</p>	12, 13, 14, 15
中小企業や障害者就労施設等からの調達	<ul style="list-style-type: none"> 優先的に物品等を調達し、雇用機会の創出支援 中小企業からの調達率 60%以上 <p>【独立行政法人製品評価技術基盤機構の中小企業者に関する契約の方針】 https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/sonotahojin/keiyouku/chushoukigyou-houshin.html</p> <p>【障害者就労施設等からの調達方針及び調達実績】 https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/sonotahojin/keiyouku/shougaisya/shougaishashisetsu26.html</p>	10

外部のステークホルダーにとって分かりにくい予算構造等を簡潔に説明

(日本原子力研究開発機構)

環境等への取組事例をSDGsと関連付けて説明

(製品評価技術基盤機構)

社会及び環境への配慮等の状況

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

機構では、社会及び環境への配慮の取組として、以下の事項を実施しています。

① 環境への配慮に関する取組

・国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、環境物品等の調達の推進を図るため、毎年度「グリーン購入JSTの方針」を定め、環境への負荷の少ない物品等の調達を推進するとともに、同法第8条第1項の規定に基づき、毎年度その実績を公表しています。

詳細につきましては、下記資料をご覧ください。

[グリーン購入JSTの方針 —環境物品等の調達の推進を図るための方針—](https://www.jst.go.jp/announce/choutatsu/green.html)

(<https://www.jst.go.jp/announce/choutatsu/green.html>)

[グリーン購入推進実績の概要](https://www.jst.go.jp/announce/choutatsu/jisseki.html) (<https://www.jst.go.jp/announce/choutatsu/jisseki.html>)

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第8条第1項の規定に基づき、毎年度「温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績」の概要を公表しています。

詳細につきましては、下記資料をご覧ください。

[令和元年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要](https://www.jst.go.jp/announce/choutatsu/pdf/kgaiyou.pdf)

(<https://www.jst.go.jp/announce/choutatsu/pdf/kgaiyou.pdf>)

参考

「社会及び環境への配慮等の状況」は以下に関する情報を記載している事例が見られた。

- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
- 次世代育成支援対策推進法
- 男女共同参画、ワークライフバランス、働き方改革
- 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群
- 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律
- 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- SDGs、ESG
- 施設見学 等

② 社会への配慮に関する取組

・男女共同参画推進の取り組みの一環として、機構事業に参画する研究者に対する出産・子育て・介護支援制度など研究者のライフイベントに配慮した取組を行っています。機構職員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できることを目指して、ワークライフバランス・柔軟な働き方に資する制度としてテレワーク（在宅勤務）の導入、一部職員を対象としたフレックスタイム制度の試験的導入などを積極的に行っています。

また前年度創設した、持続的な社会と未来に貢献する優れた研究などを行っている女性研究者及びその活躍を推進している機関を表彰する「輝く女性研究者賞（ジュン アシダ賞）」の第2回を実施し、研究開発プログラムへの女性研究者の参画を推進しています。

詳細につきましては、JST ダイバーシティ推進をご覧ください。

[JST ダイバーシティ推進](https://www.jst.go.jp/diversity/index.html) (<https://www.jst.go.jp/diversity/index.html>)

・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第1項の規定に基づき、毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めています。また、同法第7条第1項の規定に基づき、毎年度その実績を公表しています。

詳細につきましては、下記資料をご覧ください。

[令和2年度における国立研究開発法人科学技術振興機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針](https://www.jst.go.jp/announce/choutatsu/pdf/s_housin.pdf) (https://www.jst.go.jp/announce/choutatsu/pdf/s_housin.pdf)

[令和元年度国立研究開発法人科学技術振興機構における障害者就労施設等からの物品等の調達実績](https://www.jst.go.jp/announce/choutatsu/pdf/s_jisseki.pdf) (https://www.jst.go.jp/announce/choutatsu/pdf/s_jisseki.pdf)

・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条第1項の規定に基づき、毎年度「中小企業者に関する契約の方針」を定め、中小企業者・小規模事業者からの物品等の調達に努めています。

詳細につきましては、下記資料をご覧ください。

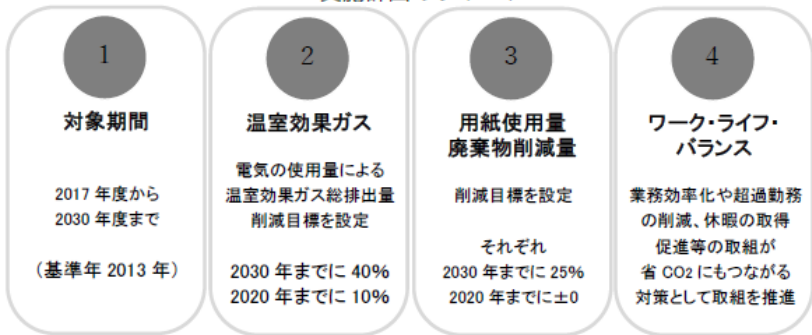
[令和2年度における国立研究開発法人科学技術振興機構の中小企業者に関する契約の方針](https://www.jst.go.jp/announce/choutatsu/pdf/c_housin.pdf) (https://www.jst.go.jp/announce/choutatsu/pdf/c_housin.pdf)

(科学技術振興機構)

ERCA の実施計画

上記の基本方針をもとに、ERCA は、「温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」(以下「実施計画」という。)において具体的な環境配慮の計画を策定し、職員による環境負荷の少ない業務の方法を模索しています。

<実施計画のポイント>



【1】オフィスにおける環境配慮



ESG 債の購入

環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたソーシャル・ボンドやグリーンボンド等については、ERCA の経営理念に合致するものとして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を 35 億円購入しました。

- (内訳)
- ・東京地下鉄株式会社債：2 億円
 - ・三菱 UFJ フィナンシャル・グループ社債：3 億円
 - ・阪神高速道路株式会社債：3 億円
 - ・神奈川県債：1 億円
 - ・東日本高速道路株式会社債：14 億円
 - ・独立行政法人国際協力機構債券 (JICA 債)：3 億円
 - ・鉄道建設・運輸施設整備支援機構債：3 億円
 - ・名古屋高速道路債券：6 億円

また、社債の取得条件について、環境問題を担っている法人としての経営理念に照らして、債券格付の基準に加え、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の観点による基準を設け、それらを満たす債券を取得対象とすることとしています。

テレワークの推進

令和 2 年 4 月・5 月

平均出勤率 31.3%

新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言等を踏まえた BCP (業務継続計画) 発動期間中は、原則全職員をテレワークとし、出勤はやむを得ず職場での従業が必要な職員に制限しました。

令和 2 年 9 月

テレワーク本格導入

令和 2 年 2 月のテレワーク試行運用や職員アンケートの結果を踏まえ、関連規程を整備し、テレワークを本格導入しました。

令和 3 年 1 月～3 月

平均出勤率 46.6%

令和 3 年 1 月に緊急事態宣言が再度発令されたため、ERCA においても再度 BCP を発動し、出勤率の 7 割削減を目標としてテレワーク等の対応を実施しました。

ダイバーシティの推進に向けた取組

ERCA は、ワーク・ライフ・バランスの推進や年度計画に基づく業務効率化を通じて、すべての人が働きやすい職場作りを目指し、育児・介護支援や障がい者雇用等に取り組んでいます。

ERCA の障害者雇用、女性登用の状況については、次のとおりです。

障がい者雇用

ERCA において法定雇用率を満たす 5 名の雇用を達成しています。引き続き定着支援等に取り組めます。

役員・管理職の女性登用の状況

役員及び管理職の女性登用について、「男女共同参画基本計画」等を踏まえて法人としての目標を設定し、達成を目指してまいります。

実績	令和 3 年 3 月末
役員	役員 6 名中 1 名 (16.7%) が女性
管理職	管理職 (課長級以上) 35 名中 5 名 (14.3%) が女性

「くるみんマーク」の取得

ERCA は、令和元年 10 月に、厚生労働省から子育てサポート企業の認定を受け、「くるみんマーク」を取得しました。「くるみんマーク」とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定 (くるみん認定) を受けることができるものです。

なお、ERCA は、平成 29 年 3 月に、「トモニマーク」(仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組んでいる企業が使用できるシンボルマーク) を取得しています。



環境配慮の計画及び実績を図を用いて明瞭に説明

(環境再生保全機構)

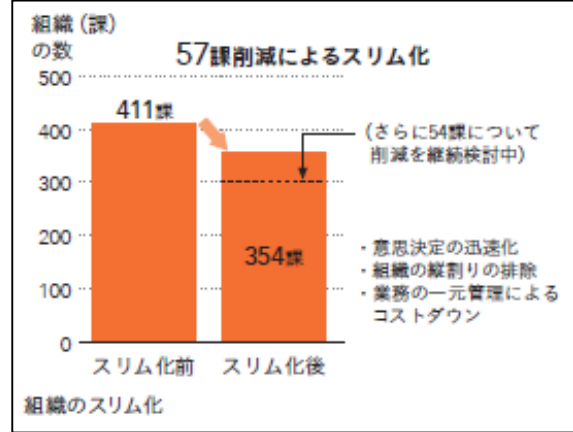
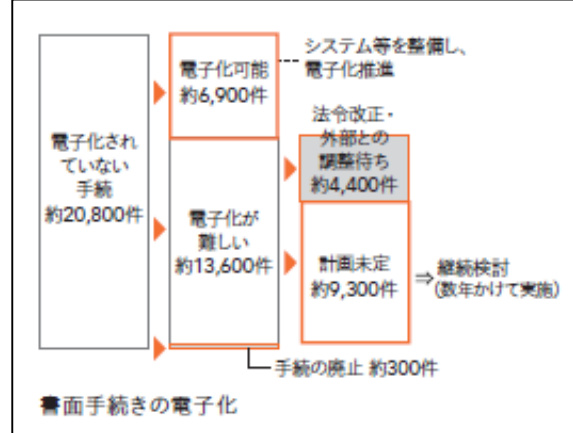
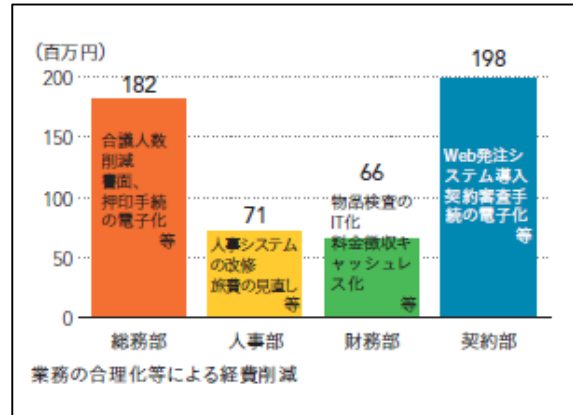
2020年度の主要な改革案件の状況・成果一覧

課題の分類	主な取組項目	主な成果
職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> モチベーション向上 顧客と経済性を意識した業務運営 	<ul style="list-style-type: none"> 「モチベーション・アップキャンペーン」を開催。施設見学・意見交換会(36施設・230人参加)、組織間意見交換会(118組織参加)等により、職員のモチベーション向上が図れた。 職員が「顧客とは?」及び「職員人件費」について意識する契機となるポスターを制作し、啓蒙活動を展開した。
縦割りの撤去	<ul style="list-style-type: none"> 業務の横通しの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 各部門間における技術・業務の横通しを推進する連絡会について、合計13件の連絡会を開催中。(さらに4件を追加実施中)
業務のスリム化	<ul style="list-style-type: none"> 業務の合理化・IT化 書面手続きの見直し RPAの導入、展開 	<ul style="list-style-type: none"> 事務管理部門(総務・人事・財務・契約)において業務の合理化・IT化等の計画を策定し、実行中。総額5.2億円/年*の経費削減見込み。 機構内の2万件超の書面での手続き文書について、全件電子化を目指し、順次電子化への移行を推進中。 ロボットによる定型業務の自動化(RPA)15件を実導入し、約1,600時間/年の省力化の見通し。
全方位コスト削減	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリングによるコスト削減 事務経費の合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 機構内全拠点での契約ヒアリングにおいて、コスト削減等に関する助言を行い、うち20件において合計約2.2億円削減につながった。 連絡事務所の賃借面積の見直し、公用車の削減、複写機・FAXの台数削減等により、合計約1,400万円/年の削減を実現した。
人材関連整流化	<ul style="list-style-type: none"> 適切な要員確保 同種業務要員流動化 	<ul style="list-style-type: none"> 新卒技術職の採用方法について、より幅広い人材の確保のため機構全体の技術開発業務を束ねた募集・採用(一括採用方式)に変更した。 保安・放射線管理、核物質管理、建設・工務、廃棄物管理・廃止措置分野において、同種業務の人材交流、要員プール化の取組を実施中。
出口戦略	<ul style="list-style-type: none"> 技術シーズの外部への展開 	<ul style="list-style-type: none"> 新技術説明会及びJAEA技術サロンを開催し、技術シーズの外部への展開を推進中。
マネジメント改革	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定の迅速化 	<ul style="list-style-type: none"> 組織のスリム化に関連し、10人未満の少人数組織57組織の廃止を決定(うち49組織を2020年度末に廃止)し、マネジメント層の確保を行った。

*1時間当たりの単価8千円で換算した職員人件費(間接経費を含む)の削減分を含む

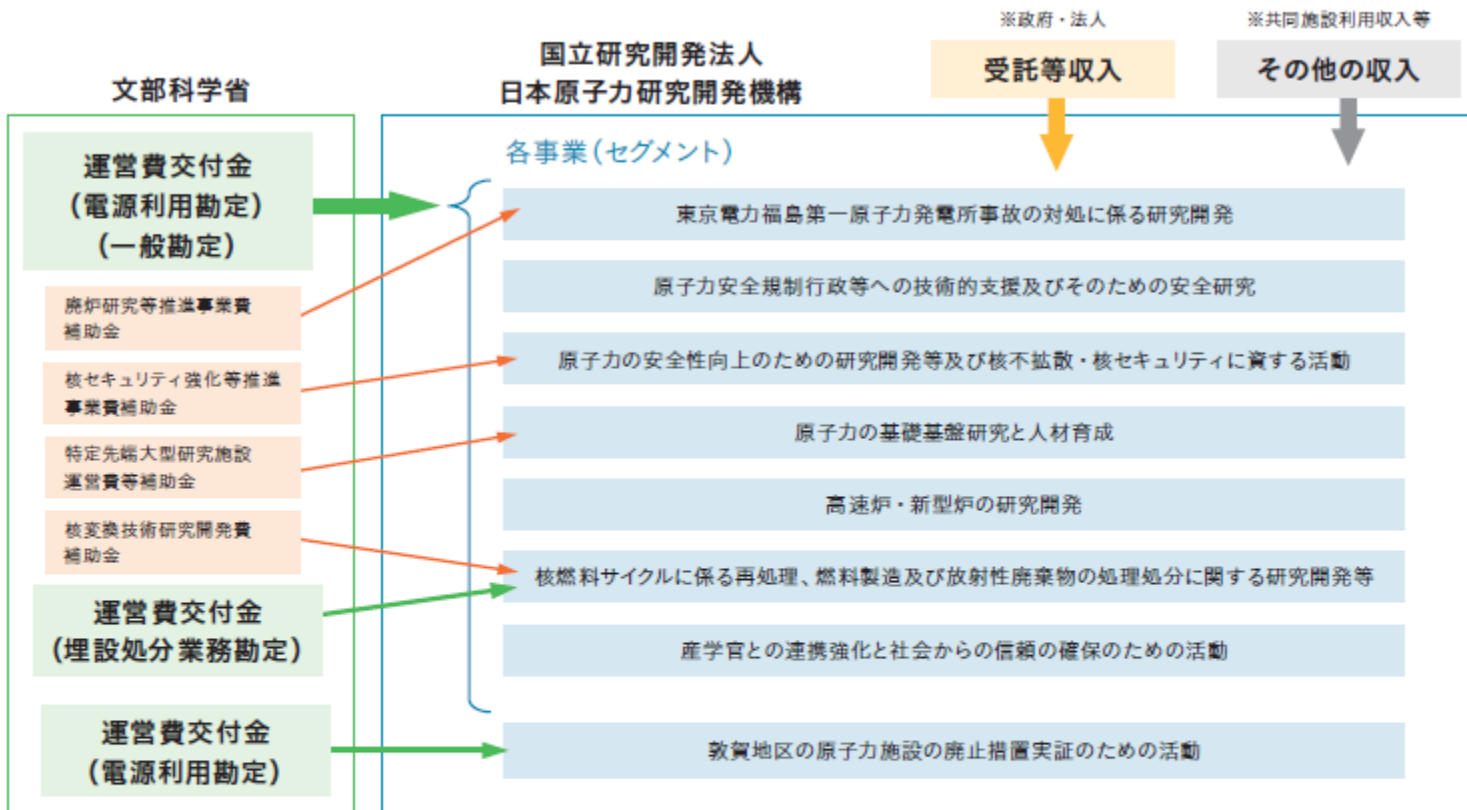
課題、課題に対する主な取組及び主な成果について、非財務情報と財務情報、定性情報と定量情報を用いて具体的に説明

(日本原子力研究開発機構)



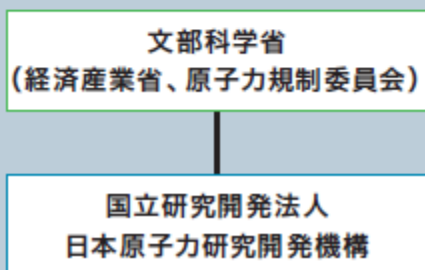
業績の適正な評価の前提情報

2020年度の原子力機構の各業務についての御理解とその評価に資するため、事業スキーム(財源と個別事業)を示します。



原子力機構と政府との関係について

上の事業スキーム図については、運営費交付金を所管する文部科学省のみ記載していますが、実際の業務に当たっては、経済産業省、原子力規制委員会も含む体制となっています。大まかには、文部科学省が原子力機構の全体に係る業務を、経済産業省が核燃料サイクルの確立に係る業務を、原子力規制委員会が安全の確保に関する業務を所管しています(詳細についてはP.13をご参照ください)。



各事業、財源、勘定の関係を図を用いて明瞭に記載

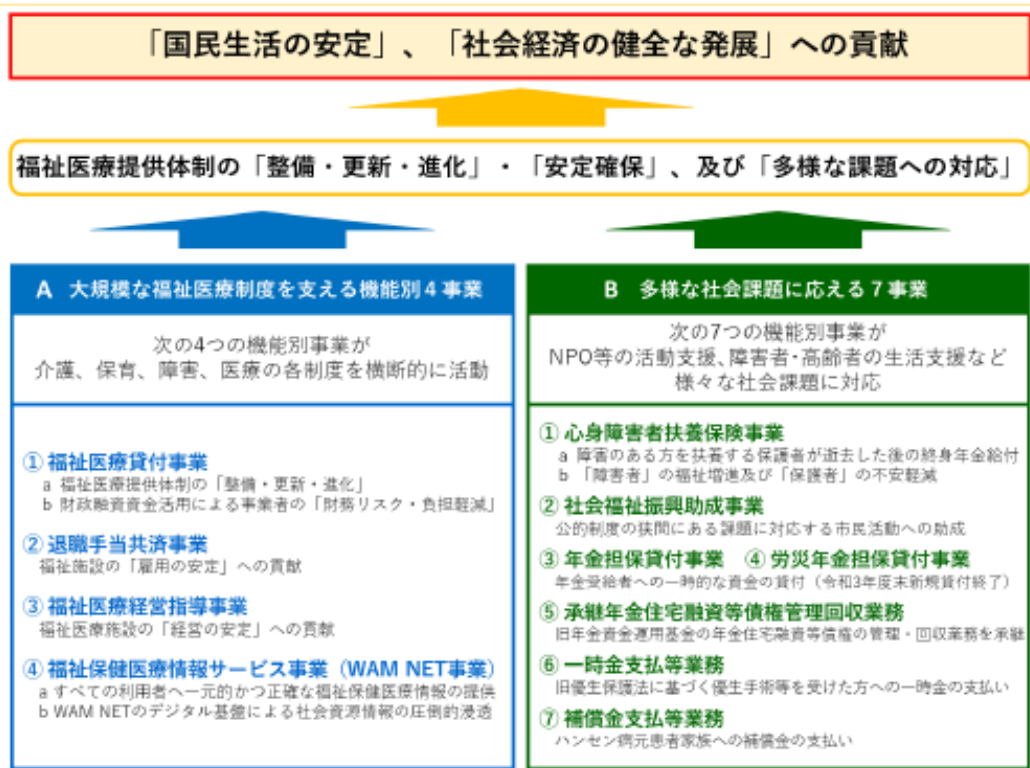
([日本原子力研究開発機構](#))

機構の活動が「社会に及ぼす効果(アウトカム)」は、通則法の目的でもある「国民生活の安定」と「社会経済の健全な発展」への貢献です。この「アウトカム」は「A 大規模な福祉医療制度を支える機能別4事業」と、「B 多様な社会課題に応える7事業」により実現しています。

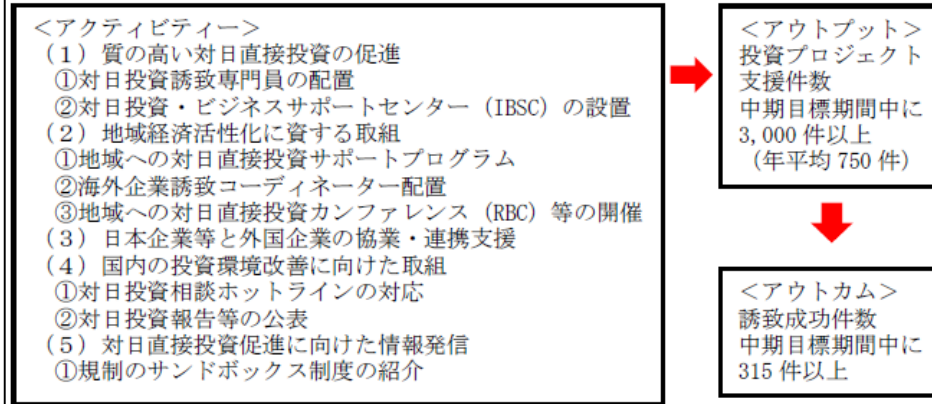
図に示すとおり、Aの4事業が介護、保育、障害、医療の各制度を横断的に活動しています。

さらに、昭和45年に開始した障害児・者とその保護者を支える「心身障害者扶養保険事業」に始まり、令和2年にスタートした「補償金支払等業務」まで、Bの7事業で多様な「社会と時代」のニーズに対応しています。

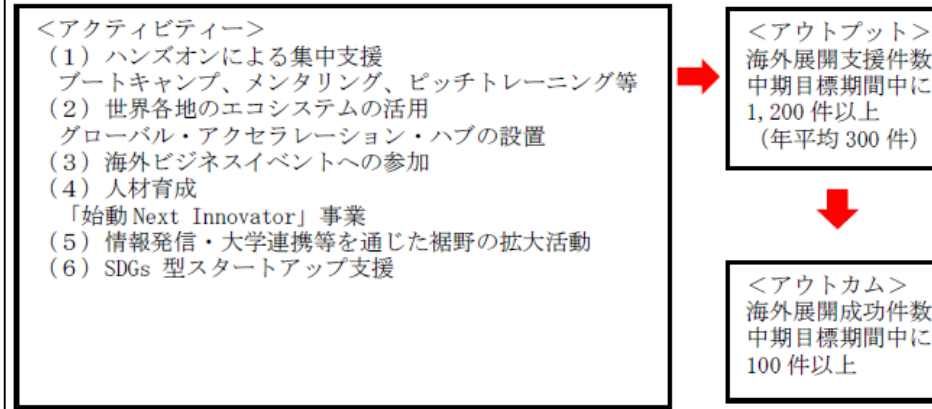
<図 機構の各事業が「社会に及ぼす効果(アウトカム)」について>



1-1. 質の高い対日直接投資等の促進



1-2. スタートアップの海外展開支援



実施する業務、アウトプット、アウトカムの関係を簡潔に説明
 (日本貿易振興機構)

法人の各事業が、社会に及ぼす効果(アウトカム)を説明
 (福祉医療機構)

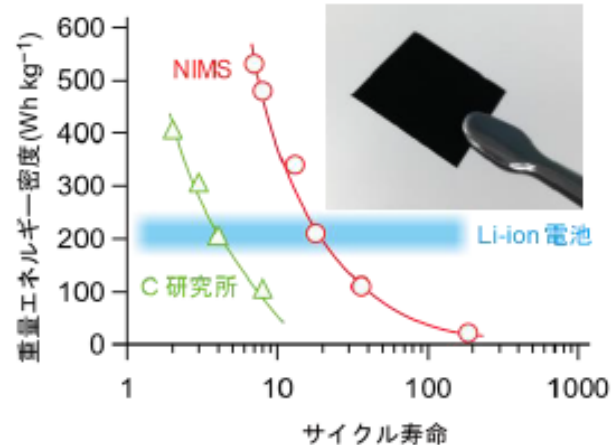
(1) 当事業年度の業務実績とその自己評価

NIMSは、我が国で唯一の物質・材料科学の研究を専門とする公的研究機関として、金属、セラミックス、ポリマーなど、さまざまな物質・材料の最先端研究を通じて、環境やエネルギー、医療、インフラなどの問題を解決し、人類の明日に貢献することを経営理念として掲げ、役職員一丸となって着実に業務を進め、当事業年度は、第4期中長期計画及び当該年度の年度計画に沿って、研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上等について、中長期目標の達成に向けて適切な業務運営を行ってきました。

その結果、当事業年度は11個の補助項目を「S評価」と自己評価し、国立研究開発法人審議会物質・材料研究機構部会の評価(法人評価)を受けることとしています。

以下にS評価と自己評価した代表的な業務や成果等をご紹介します。

- 1) 「1.1.2 エネルギー・環境材料領域における研究開発」では、リチウム空気電池における世界初の 500 Wh kg^{-1} のエネルギー密度達成、室温熱電材料の量産化技術の構築とデバイスにおける大幅な性能向上、ユビキタス元素系水素製造触媒における実用寿命の達成など、学術的価値の高い成果が多数創出されました。また、SoftBank センター、全固体電池MOP など産業界との連携推進に加え、先進蓄電池研究開発拠点設立、蓄電池プラットフォーム、液体水素材料研究センターの運営など、カーボンニュートラルに向けた産学官の研究拠点の形成に向けた取り組みの進展を高く評価しています。



電解液量の均一化、NIMS独自材料粒子系カーボン自立膜の採用により 500 Wh kg^{-1} を達成(現行LIB: 200 Wh kg^{-1})
PCT: 2020-151714.

S評価とした項目について、代表的な業務や成果等を記載することで、理解に資する情報を提供

(物質・材料研究機構)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	529,557	流動負債	309,467
現金及び預金等	198,207	1年以内返済予定 借入金・債券等	299,945
1年以内回収予定 長期貸付金	325,912	その他	9,522
その他	5,437		
固定資産	4,813,300	固定負債	4,500,589
有形固定資産	776	借入金・債券等	4,478,571
無形固定資産	1,461	その他	22,018
長期貸付金等	4,807,827	法令に基づく引当金等	116,376
その他	3,237	負債合計	② 4,926,433
		純資産の部	金額
		資本金	394,956
		資本剰余金	△ 798
		利益剰余金	22,266
		純資産合計	③ 416,424
資産合計	① 5,342,857	負債純資産合計	5,342,857

<① 資産構成>

勘定名	資産額
一般勘定	4,815,666
共済勘定	52,632
保険勘定	73,648
年金担保貸付勘定	36,334
労災年金担保貸付勘定	2,643
承継債権管理回収勘定	345,808
一時金支払等勘定	8,890
補償金支払等勘定	7,237
法人全体	5,342,857

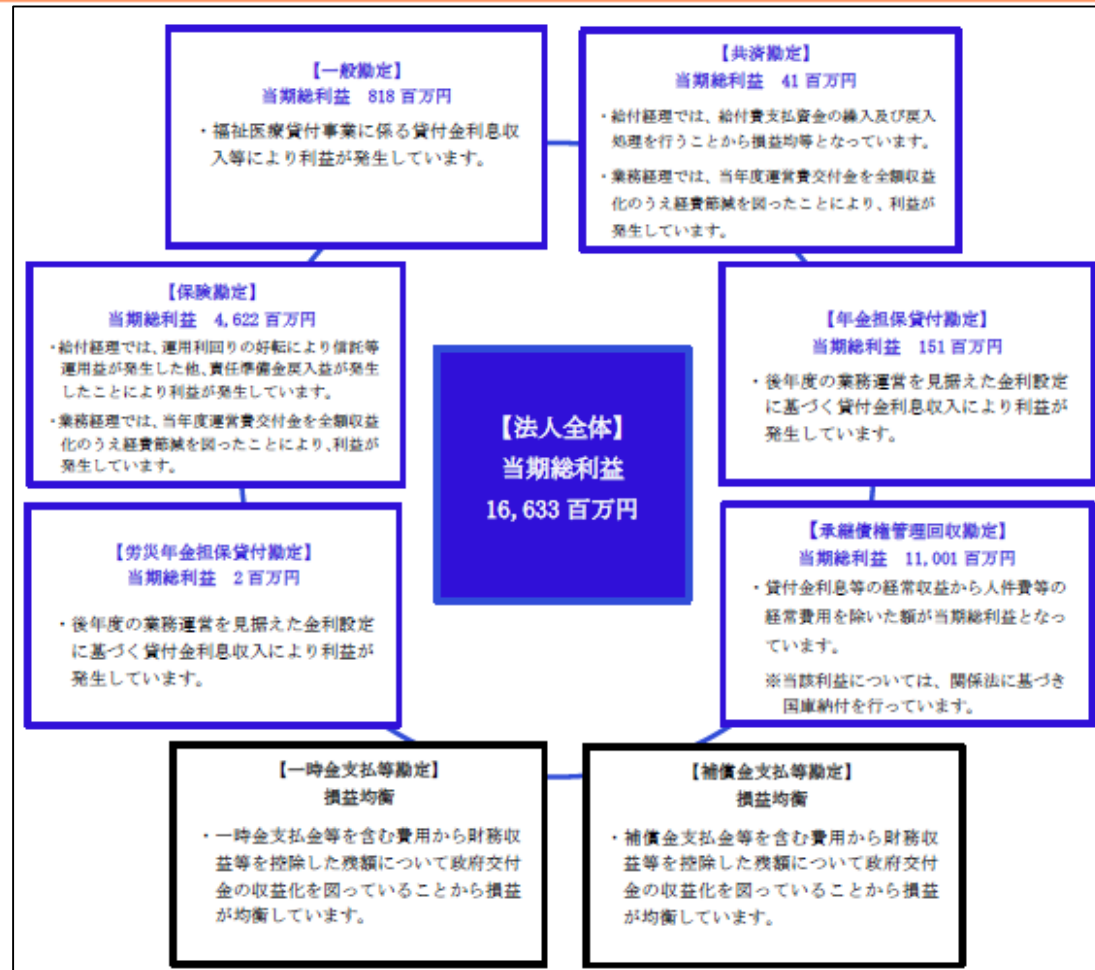
法人全体では、一般勘定及び承継債権管理回収勘定の2勘定の資産で約96.6%を占めています。

<③ 純資産構成>

- ・資本金394,956百万円は全額国からの出資金となっています。
- ・資本剰余金△798百万円は、社会福祉・医療事業団から承継した特定資産の国庫納付から生じる減資差益1,095百万円から同事業団から承継した特定資産の売却及び除却による除売却差額相当累計額△1,773百万円と減価償却相当累計額△120百万円を差し引いたものです。

<② 負債構成>

- ・法人全体では、福祉医療貸付及び年金担保貸付の財源となる借入金、福祉医療機構債券で約97.0%を占めています。
- ・法令に基づく引当金等として116,376百万円を計上しています。
- (内訳)
 - ▶ 退職手当給付費支払資金 50,369百万円 (共済勘定)
 - ▶ 心身障害者扶養保険責任準備金 66,008百万円 (保険勘定)



貸借対照表を構成する内容や利益の発生要因等、理解に資する情報を簡潔に説明

(福祉医療機構)

内部統制の運用に関する情報

内部統制の運用に関する情報（内部統制システムの運用状況など）

NICT は、役職員等の職務の執行が独立行政法人通則法、NICT 法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究開発法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を、業務（特定業務を除く。）に関する業務方法書及び債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に関する業務方法書に定めておりますが、内部統制システムの運用状況に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

なお、以下の業務方法書の条番号については、業務（特定業務を除く。）に関する業務方法書の条番号を用いています。

内部統制の推進（業務方法書第 51 条）

役職員等の職務の執行が独立行政法人通則法、NICT 法又は他の法令に適合することその他業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制委員会を設置し、継続的に内部統制システムの運用等の見直しを図るものとしており、令和 2 年度においては 6 月に開催しました。

リスク評価と対応（業務方法書第 52 条）

リスクを的確に把握し、その発生可能性を低減化し、又は発生した場合の損失・被害の最小化を図るため、①リスクの洗い出し、②リスク評価、③リスク対応計画の策定、④リスク対応、⑤モニタリングという一連の措置を継続的に実施することを目的としてリスクマネジメント委員会を設置し、継続的にリスクマネジメント計画の見直し等を行うものとしており、令和 2 年度においては 5 月、11 月に開催しました。

情報化推進と情報セキュリティの確保及び個人情報保護（業務方法書第 53 条、第 54 条）

業務改革・情報化を総合的かつ計画的に推進し、事務・事業の効率化及び高度化を図る推進体制の整備を図ることを目的として業務改革・情報化推進委員会を設置し、令和 2 年度においては 6 月、11 月及び 3 月に開催しました。また、情報セキュリティを確保するための情報セキュリティポリシー等に関する審議を行う機能を持つ組織として情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ対策の強化・拡充を図っており、令和 2 年度においては 7 月、12 月及び 3 月に開催しました。

個人情報保護については、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に基づき、個人情報管理規程を策定しており、同指針を順守する体制を確保しています。

監事監査・内部監査（業務方法書第 55 条、第 56 条）

監事は、NICT の業務及び会計に関する監査を行います。監査報告書を理事長に提出し、監査の結果、改善を要する事項があると認められるときは報告書に意見を付すことができます。

また、理事長は NICT の業務の運営が法令及び規程等に準拠し適正に実施されており、かつ、計画的かつ能率的に行われていることが確保されているかなどを、職員に命じ内部監査を行わせ、その結果

に対する改善措置状況を理事長に報告させることとなっています。令和 2 年度においては、財務会計、業務（委託研究・助成事業）、情報セキュリティ、受入助成金等、研究費不正防止計画実施状況、IoT 機器に関する安全管理、危険有害性化学品等の保管・取扱状況、内部環境及び通信・放送開発金融関連業務について内部監査を行いました。いずれも適正に実施されていることを確認しています。

予算の適正な配分（業務方法書第 58 条）

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づく外部評価の結果も踏まえ、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するとともに、評価結果を NICT 内部の業務運営に活用する仕組みとして、令和 2 年度は、令和 2 年 3 月の理事会において予算額の決定、令和 2 年 5 月、6 月、8 月、9 月、11 月に理事長、全理事等に予算執行状況の報告、令和 2 年 12 月の理事会において予算額の修正を行いました。

研究開発業務における不正防止等（業務方法書第 61 条）

「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第 3 版）」（平成 27 年 4 月 21 日総務省）に基づき、「研究活動に係る不正行為への対応に関する規程」を整備し、厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識等、研究費の適正経理、経費執行の内部けん制、論文ねつ造等研究不正の防止、研究内容の漏えい防止（知財保護）、研究開発資金の管理状況把握などの運用に取り組んでいます。

契約に関する基本的事項（業務方法書第 41 条）

国立研究開発法人情報通信研究機構調達等合理化計画等により、業務に必要な売買、貸借、請負その他の契約は、競争方式を原則とし、公正で合理的、経済的な運用を行っています。

また、NICT が発注する契約を、競争性の確保の観点から点検及び見直しを行うため、監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会を設置しています。令和 2 年度においては 6 月及び 12 月に開催し、令和元年度及び令和 2 年度上半期の競争入札等の契約実績について対象案件の点検を行うとともに、令和元年度及び令和 2 年度の調達等合理化計画の取組状況について審議を行いました。

（情報通信研究機構）

参考

「内部統制の運用に関する情報」は以下に関する情報を記載している事例が見られた。
 ○ 内部統制の運用 ○ コンプライアンス ○ リスク管理 ○ 監事監査、内部監査
 ○ 入札、契約に関する事項 ○ 予算の適正な配分 ○ 研究費不正防止
 ○ 情報セキュリティ ○ 個人情報保護 ○ ハラスメント 等

また、量研/QSTでは広報誌や各種 SNS 等により国民の皆様に理解を深めていただけるよう取り組んでおります。是非こちらも御覧ください。



【QST パンフレット】



【QST 広報誌】



【QST 公式 Instagram アカウント】



【QST 公式 Facebook アカウント】

その他公表資料等について、視覚に配慮しつつ、直接アクセスできるようにリンクを設定

(量子科学技術研究開発機構)

法人の目的等

公共性の高いサービスが持続的に提供されているかの判断に資する情報

業績の適正な評価に資する情報

財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報

その他法人の基本情報等

関連 URL

本事業報告書の各項目に掲載している URL を、カテゴリごとにとまとめました。

■法令、国の施策に関するもの

項目	関連ページ	概要/URL
日本スポーツ振興センター法	6	JSC の設置根拠となる法律です。 https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/61/Default.aspx
スポーツ基本法	7	スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるものです。【スポーツ庁HP】 https://www.mext.go.jp/sports/b.menu/sports/mcatetop01/list/1371905.htm
スポーツ基本計画	7	スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための重要な指針として位置付けられるものです。【スポーツ庁HP】 https://www.mext.go.jp/sports/b.menu/sports/mcatetop01/list/1372413.htm

■目標・計画に関するもの


項目	関連ページ	概要/URL
中期目標	7,8	独立行政法人通則法第 29 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣である文部科学大臣により定められた、当センターが達成すべき業務運営に関する目標です。 https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/126/Default.aspx
中期計画	10-13	独立行政法人通則法第 30 条第 1 項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画を作成し、主務大臣の認可を受けたものです。 https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/127/Default.aspx
年度計画	10-13	独立行政法人通則法第 31 条第 1 項の規定に基づき、毎事業年度の業務運営に関する計画を定め、主務大臣に届け出るものです。 https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/128/Default.aspx


事業報告書に関連する情報が類型化され、それぞれの概要及びURLを示すことで、容易にアクセス可能

(日本スポーツ振興センター)

事例紹介 (テーマ別)

事例紹介について、以下の記載は事務局が示したものである。

 (赤点線の四角)はポイントと考えられる事業報告書の記載

 (緑点線の四角)は各事例のポイントに関するコメント

令和2年度のトピックス

○ 新たな「運営基本理念」「運営方針」「行動指針」の策定

- ▶ これまでの「行動理念」「行動方針」を、理事長の新たな考えと未来を見据えた内容に刷新

運営基本理念

運営方針

技術力
情勢変化対応

使命感

行動指針

安全確保 コスト削減

○ FAMICの10年後を職員全員で考えるプロジェクト開始

- ▶ 全員参加型でFAMICの方向性を考えることを基本とし、新たな事業展開、調査研究の充実等、組織の活性化に向けた取組を検討



○ 肥料及び飼料等関係業務

- ▶ 肥料分析手順を動画化し、技術継承に活用



○ コロナ禍に対応した業務の実施

- ▶ 各種講習会、施設見学をWebで開催
- ▶ 立入検査の手法を見直し、現地での検査時間を短縮
- ▶ 休校中の子供を見守りながら業務を行える環境を整備
- ▶ 職員の執務場所、時間を分け、感染発生時の業務継続体制を構築



○ 農業関係業務

- ▶ 農業使用者の健康や蜜蜂への影響等を、科学的信頼性と透明性を確保しながら迅速に審査できる評価スキームを構築



<参考>ガイドライン(抜粋)

4.9 例えば、事業報告書で提供される情報を以下のように見直すことで、国民その他の利害関係者の情報ニーズを満たすこととなる。

- ・ 当事業年度の主なトピックを、事業報告書で提供される情報に含めることで、事業年度ごとの情報の変化を明確にし、これにより事業報告書を見直すこと



数値で見るJAEAの取組

研究開発成果の情報発信

論文発表数 1,183件 口頭発表件数 994件

査読付 890件
査読無 293件

研究開発報告書類刊行数 153件

研究開発活動の指標

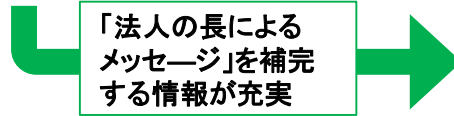
共同研究件数 226件 施設供用件数 116件

新規特許(国内のみ) 27件

受託契約件数 117件 外部研究資金(受託等) 13,585百万円

比較

1. 法人の長によるメッセージ.....	1
2. 法人の目的、業務内容.....	2



1. 法人の長によるメッセージ.....	1
(1) データで見る 2020 年度のジェトロの取り組みのポイント.....	3
(2) 2021 年度の主要事業の取組み.....	4
(3) その他の取組み.....	10
2. 法人の目的、業務内容.....	14

事例

(1) データで見る 2020 年度のジェトロの取り組みのポイント

398件

・2020年度当初に出展予定していた52件の展示会のうち43件が中止となる中、デジタル化に大きく舵を切り、新たに398件のオンラインでの商談会等を開催しました。

8倍

・18か国67のECサイト等での販売を支援するJAPAN MALL事業では、2,237社、6,604商品の輸出に成功し、販売額は前年度比8倍に拡大しました。

89%

・我が国のイノベーション創出に資する質の高い対日投資誘致に取り組み、誘致成功件数に占めるハイテク分野の割合は89%に達しました。

442件

・スタートアップの海外展開支援件数は、年度当初からオンラインでの商談に注力し、前年度実績の385件を大きく上回る442件となりました。

294.2億円

・農林水産物・食品の輸出成約金額は、海外市場のニーズやバイヤーの調達関心品目に焦点を絞った個別引合型商談を行い、294.2億円となりました。

2175億円

・中堅・中小企業の海外展開支援の成約金額は、オンライン見本市の活用と年度後半の中国での追加の支援等により、前年度比約2.4倍の2,175億円となりました。

(2) 2021 年度の主要事業の取組み

(2) 2021年度の主要事業の取組み



① デジタル事業の新たな取組み

Japan Mall事業がコロナ禍で急拡大した世界のEC市場を捉えて大幅伸長
コロナ禍で新たに開始したオンライン展示会事業が半年で大きな成果を創出

(3) その他の取組み

(3) その他の取組み



① 政府目標達成への貢献：対日投資

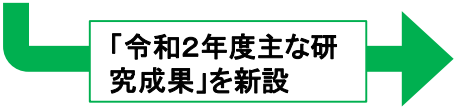
現行目標の達成を踏まえ新目標を設定。政府は創造的エコシステムの構築、ビジネス環境および地域の投資環境整備に意欲的な施策を設定。

ジェトロは事業間のシナジー最大化やデジタル技術の一層の活用を通じて貢献する

(日本貿易振興機構)

比較

1. 法人の長によるメッセージ.....	1
2. 法人の目的、業務内容.....	2



1. 法人の長によるメッセージ.....	1
令和2年度主な研究成果.....	2
2. 法人の目的、業務内容.....	6

事例

令和2年度主な研究成果

(※) 令和3年4月1日付で組織改編を行いました。本項目に記載している一部の組織名は、組織改編後の名称になります。

量子生命・医学部門 高度被ばく医療線量評価棟の完成

量研/QSTは原子力規制委員会から指定された基幹高度被ばく医療支援センターとして、我が国の被ばく医療体制の強化に貢献し、人々の安全・安心な生活を支援しています。被ばく医療体制の強化の一環として、千葉地区に建設していた高度被ばく医療線量評価棟(以下「線量評価棟」と略す。写真)が令和3年3月に完成しました。線量評価棟は、特にアクチニド核種による内部被ばく線量測定に重点を置いた施設です。肺モニタと精密型ホールボディカウンタを統合した体外計測装置やバイオアッセイ(排泄物等の放射化学分析)を行うための種々の最新装置が導入されています。今後、被ばく医療に関わる専門人材の育成や被ばく事故対応に資する線量評価技術開発の中核拠点とすべく、線量評価棟を運用していきます。



3 すべての人に
健康と福祉を

11 自ら進取らるる
まろつけり

量子生命・医学部門 量子特性を利用した計測技術で健康長寿社会に貢献

医療や創薬の分野に応用するため、生体内の情報を高感度に得られる生体ナノ量子センサの技術開発を進めています。ダイヤモンドや炭化ケイ素の結晶中に不純物として窒素が存在すると、その隣に空孔ができることがあり、これをNVセンターと呼びます。NVセンターには、周辺環境の温度、電場、磁場、pHなどのごくわずかな変化を検知して量子状態が変わる特性があります。この特性を利用し、生きた細胞内や細胞内小器官の情報を高感度、かつ、リアルタイムに得ることができセンサを開発しました。また、NVセンターの中の電子には磁石としての性質があり、これを利用して1分子のタンパク質が回転する動きを捉えることにも成功しました(図)。今後、脳神経科学、免疫学、がん科学、再生医学分野の研究に用いることで(図)、病気のメカニズム解明や創薬などに役立っていきます。



3 すべての人に
健康と福祉を

9 産業と社会全体の
発展につとめる

脳神経科学

免疫学

がん科学

再生医療

細胞生物学

比較

目次

- 1. 理事長メッセージ.....3
- 2. 法人プロフィール.....5

目次

- 理事長挨拶.....2
- 1. 価値創造ストーリー「いのち・くらし・つながる・みらい」.....3
- 2. 法人の概要.....4

「価値創造ストーリー」を新設

事例

1. 価値創造ストーリー

いのち・くらし・つながる・みらい

ERCAの価値創造ストーリーは、環境・経済・社会の複合的な課題に対し「新たな価値を生み出す人づくり」を原動力に、ERCAの強みを最大限に発揮し、「いのち・くらし・つながる・みらい」の4つの社会的価値を創出することで、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉に貢献していく戦略ストーリーです。

複合的な社会課題

- 気候変動
- 感染症の脅威
- 災害の激甚化
- 生物多様性の損失
- 海洋プラスチック汚染
- 食品ロス
- 少子化長寿化

主務大臣による中期目標

ERCAの基盤

ステークホルダー

- 公害認定患者 約**3万人**
- ばい菌発生施設等設置者 約**8,100事業所**
- 公害健康被害予防事業参加者(ソフト3事業) 延べ約**10万人**
- 石棉健康被害救済法認定件数(累計) 約**1.5万件**
- 地球環境基金助成活動件数 **180件**
- 環境研究総合推進費実施課題数 **159件**

財務資本

- 基金・預り金等の資産^{※1} 約**3,000億円**
- 収入額 **529億円**

人的資本

- 常勤職員 **148人**
- 公害健康被害予防事業人材バンク登録者 **240人**

社会関係資本

- 賦課金徴収業務委託商工会議所^{※2} **156ヶ所**
- 石綿関連疾患診断医療機関 **1,936ヶ所**
- 環境省地方EPOとの協働取組 **8団体**

ERCAの業務プロセス
ビジネスモデル

資金を集める → 管理運用する → 審査決定する → 納付交付する

調査研究 → 研修事業 → 情報提供

デジタル化・オンライン化

財務管理能力

パーソナライズ分散化

ERCAの強み

連携協働力 → 顧客対応力

オープン化

新たな価値を生み出す人づくり

働き方改革・ダイバーシティ

公正な業務を支えるガバナンス体制

中期計画・年度計画

事業ドメイン・提供するサービス

環境保健対策

- 公害健康被害補償業務 原請求額収率 **289億円** 賦課金徴収率 **99.6%**
- 公害健康被害予防事業 予防事業助成額 約 **3億円** 事業参加者研修上乗率^{※1} **94.8%**
- 石棉健康被害救済業務 事業費等交付額 **36億円** 認定までの平均日数 **212日**

廃棄物対策

- PCB廃棄物処理助成業務 処理費用助成額 **28億円** 助成件数 **4,365件**
- 維持管理積立金管理業務 第二課 **74億円** 第三課 **647件**

環境パートナーシップ

- 地球環境基金事業 環境保全活動助成額 **5億円** 事後評価平均点 **7.8点**

研究・技術開発

- 環境研究総合推進費業務 研究開発費配分率 **50億円** 事後評価上乗率^{※2} **91%**

創出する社会的価値

いのちを守る

- 公害健康被害者の公正な保護 補償給付費等 **345億円**^{※4}
- ぜん息・COPDの発症予防健康回復 事業参加者行動改善率^{※5} **91.2%**
- 石棉健康被害者の受診負担軽減 受診負担軽減率 **83.2%**^{※6}

くらしを守る

- PCB廃棄物の期限内無害化処理の促進 無害化処理重量 **402t**
- 埋立後の最終処分場の管理継続 積立金払戻 **5.6億円**

市民とつながる

- 環境保全活動の自立的な活動継続 活動継続率 **79.3%**^{※8}

みらいを創る

- 研究成果の社会実装 政策反映件数 **23件**^{※9}

良好な環境の創出と健全で豊かな環境の保全

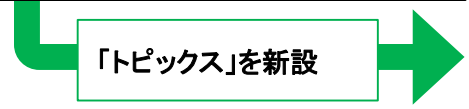
現在及び将来の国民の健康で文化的な生活・人類の福祉

ミッションや法人の長の戦略等に即したストーリー性を踏まえた情報の繋がりを示している。

(環境再生保全機構)

比較

1. 法人の長によるメッセージ	181
2. 法人の目的、業務内容	182



令和2年度のトピックス	1
1. 法人の長によるメッセージ	6

事例

令和2年度のトピックス

◎令和2年5月15日に施行された「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第67号)により、新たに4つの業務への取り組みを開始しました。

①政府情報システムのためのセキュリティ評価制度の実施 (ISMAP)

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (Information system Security Management and Assessment Program : ISMAP) は、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することによって、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、もってクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度です。IPAは、本制度の制度運用に係る実務及び評価に係る技術的な支援を行うことになりました。

ISMAPクラウドサービスリスト、監査機関リスト公開の開始

2018年6月政府調達において、クラウド・バイ・デフォルト原則が採用され、政府情報システムはクラウドサービスの利用を第一候補として検討を行うこととなったのを受け、クラウドサービスの導入を円滑化するために、セキュリティに対する統一的な評価を実施するクラウドサービス安全性評価制度の枠組みが2020年1月にサイバーセキュリティ戦略本部において決定されました。このクラウドサービスの安全性評価制度は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) 」(以下、本制度)として運用され、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保とクラウドサービスの円滑な導入を目的としています。各政府機関等がクラウドサービスの調達を行う際には本制度に登録されたサービスから調達することが原則となります。

◎新型コロナウイルス感染症への対策として、在宅勤務や交代制勤務を推進し、令和2年4月の緊急事態宣言以降は組織内の定例会議は全てオンライン会議に切り替えるなど、独立行政法人情報処理推進機構内のテレワーク定着化を促進しました。あわせてペーパーレス化、法人文書における施行文書の原則押印省略などの業務運営の効率化を図る取り組みも行き、コロナ禍での事業継続の観点及び感染拡大防止の観点の両面から体制の整備を行いました。

◎独立行政法人情報処理推進機構自身のデジタルトランスフォーメーション (IPA-DX) を推進するため、令和2年7月に「デジタル戦略推進部」を新設し、IPA-DXを進める上での行動指針や今後の方針を策定し、それらに基づいた業務改革推進を行いました。

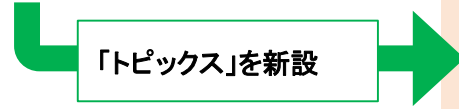
(情報処理推進機構)

トピックス新設のほか、従来は財務諸表のPDFに含めて公表していたが、事業報告書にたどり着きやすくするために、単独でのPDFとして公表するように変更

比較

***** 目 次 *****

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の目的、業務内容	2



***** 目 次 *****

【トピックス】令和2年度における新型コロナウイルス感染症への主な対応	1
1. 法人の長によるメッセージ	3
2. 法人の目的、業務内容	4

事例

奨学金事業

【家計の急変等により学業継続が困難となった学生等への緊急支援】

- ・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』
アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対して、10万円（非課税世帯の場合20万円）を支給
- ・緊急特別無利子貸与型奨学金の創設
アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対して、緊急的に有利子奨学金を実質無利子で貸与（利子を国が補填）
- ・家計急変世帯への対応
給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）による採用

【卒業延期や休学する学生等に対する貸与型奨学金の期間延長等】

- ・最高学年でやむを得ず卒業延期となった学生等への支援
就職の内定取消し等でやむを得ず、令和3年度も在学する学生等で、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金の必要性を認められた場合は、第二種奨学金の貸与期間を最大1年延長
- ・休学中の学生等への支援
ボランティアに参加する等、学びの複雑化を理由として休学する学生等で第二種奨学金の貸与を受けている場合は、休学期間中も最大1年間貸与を継続
第二種奨学金の貸与を受けていない場合は、新たに申し込みを受付

【貸与型奨学金の返還困難者への負担軽減策を拡充】

- ・返還期限猶予制度における対応
申請書のみ提出で迅速に振替を停止
猶予期間がすでに上限の10年（120か月）に達している者を対象に、さらに最大12か月延長

学生生活支援事業

- ・「新型コロナウイルス感染症への対応と学生支援の課題」をテーマとしてセミナーを実施
コロナ禍に対する大学等の取組等について事例紹介
- ・新型コロナウイルス感染症予防に関する状況調査の実施
障害学生支援にかかる調査として、新たに実施
- ・「コロナ禍における障害学生支援」をテーマとしてセミナーを実施
コロナ禍における障害学生支援について事例紹介
- ・コロナ禍におけるキャリア教育・就職支援事業の実施
コロナ禍における就職・キャリア支援について、産学によるディスカッション等を実施

一定の事業等のまとめりと
の取組を簡潔に説明

(日本学生支援機構)

2 機構における研究開発概要

こちらの項目では、機構の研究開発活動を担う6つの部門の活動内容をご紹介しますとともに、各部門の令和2年度の成果・実績等をトピックスとしてまとめ、国民の皆様にご報告いたします。

地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発

～地球環境変化の「現在」を把握し、「将来」を予測するための研究開発を通じて国際貢献に繋げる～



地球温暖化、海洋の酸性化、プラスチック汚染などの地球規模の課題の解決に貢献するため、国際的な研究プロジェクトなどを主導し、海洋表層から深層まで、さらには海洋に関わりの深い大気・陸域を含めた統合的な観測を実施し、得られたデータを活用して季節単位や百年単位などの短・中・長期的な将来予測に取り組みます。



研究成果については、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)・パリ協定、ユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC)、気候変動に関する政府間パネル (IPCC)、北極協議会 (AC) などの国際的なフレームワークを通じて積極的に発信し、国連持続可能な開発目標 (SDGs)、特に目標 13 (気候変動に具体的な対策を) や目標 14 (海の豊かさを守ろう) 等の達成や、我が国の政策課題の達成に貢献します。

令和2年度トピックス:地球環境部門

<温室効果ガス:メタン、N₂Oの増加に食糧生産などの人間活動が影響>

メタンやN₂O(一酸化二窒素)は、CO₂とともに主要な温室効果ガスであり、その濃度は年々増加傾向にあります。濃度の変動や主な排出要因を調べることは、気候変動の予測や緩和策を策定する上で極めて重要です。機構研究者が重要な役割を担う国際研究グループによる定量的な変動要因の解析の結果、多様な人間活動の中でも農畜産業や化石燃料採掘が、排出量増加の主要因であることが分かりました。これらの活動からいかに排出量を削減するかが今後の気候変動を緩和する上で喫緊の課題であり、引き続き課題解決に向けて取り組んでいきます。

【関連記事】

http://www.jamstec.go.jp/j/about/press_release/20201008_2/

http://www.jamstec.go.jp/j/about/press_release/20210129/

研究開発概要に加え、「トピックス」を新設し、理解に資する情報を提供

(海洋研究開発機構)

2 JAMSTEC における研究開発概要

地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発

～地球環境変化の「現在」を把握し、「将来」を予測するための研究開発を通じて国際貢献に繋げる～



地球温暖化、海洋の酸性化、プラスチック汚染などの地球規模の課題の解決に貢献するため、国際的な研究プロジェクトなどを主導し、海洋表層から深層まで、さらには海洋に関わりの深い大気・陸域を含めた統合的な観測を実施し、得られたデータを活用して季節単位や百年単位などの短・中・長期的な将来予測に取り組みます。

研究成果については、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)・パリ協定、ユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC)、気候変動に関する政府間パネル (IPCC)、北極協議会 (AC) などの国際的なフレームワークを通じて積極的に発信し、国連持続可能な開発目標 (SDGs)、特に目標 13 (気候変動に具体的な対策を) や目標 14 (海の豊かさを守ろう) 等の達成や、我が国の政策課題の達成に貢献します。



(2) 令和2年度以降の主要な業務

令和2年度以降、FAMICが取り組んでいく主な事柄は次のとおりであり、上記の行動理念及び行動方針に則り進めてまいります。

① 肥料及び土壌改良資材関係業務

ア. 肥料の配合規制の見直しや原料管理制度の導入

今般の肥料取締法改正（令和2年12月より「肥料の品質の確保等に関する法律」となります。）により、産業副産物の肥料利用が一層拡大されることに対応し、肥料の生産に利用する原料の管理が強化されます。また、農家での施肥の労力やコストの低減などのニーズに対応し、国内で調達可能な堆肥などの配合に関する規制が見直されます。これにより、肥料の生産において、肥料の品質及び安全を確保するためには、多様な原料の中から適切なものを選択し利用することが、重要なポイントとなります。

このため、農林水産省では肥料の生産に利用できる原料を明確化するとともに、利用した原料の種類や量を帳簿に記載・保管することを義務付ける原料管理制度を導入することにより、事業者自らが肥料の生産工程の管理を行い、肥料の品質等を確保するとともに、適正な表示により公正な取引を確保することとしています。

今後は、立入検査の際に事業場での生産工程の重要管理点を洗い出し、事業者に対して生産工程の管理方法の導入・実行・向上に向けた適切なアドバイスを行い、新たな制度に基づく肥料の品質と公正な取引の確保に貢献してまいります。

イ. 肥料等試験法の今後の展開

これまでFAMICは、既存の試験法（公定法）を基に、新たな原料の組み合わせに対応した試験法の改良や最新の分析機器を活用した試験法の開発などに取り組むとともに、試験法の性能の評価方法の検討に取り組み、これらの成果を「肥料等試験法」として定め、公定法を補完する試験法として公表してきました。今般の肥料取締法の改正により、新たな制度の下で産業廃棄物や堆肥などを利用した新たなタイプの肥料が生産されるため、これ

前年度は、文字による説明であったが、関連する画像を記載し、理解可能性が向上

(2) 主要な業務の現状と今後

FAMICが取り組んでいく主な業務の現状と今後は次のとおりであり、運営基本理念、運営方針及び行動指針に則り進めてまいります。

① 肥料及び土壌改良資材関係業務

ア. 肥料の配合規制の見直しや原料管理制度の導入

肥料法では、農家での施肥の効率化やコスト低減等のニーズに対応するため、堆肥と化学肥料等との配合規制が見直されるとともに、国内の低廉な産業副産物の活用を進めるため、利用できる原料を明確にし、原料を帳簿で管理することを義務づける原料管理制度が導入されます。これにより、事業者自らが肥料の生産工程を管理し、肥料の品質等を確保することとしています。



今後は、未利用の産業副産物についての評価、事業場での生産工程の重要管理点の洗い出しを行い、事業者に対する原料や生産工程の管理方法の導入・実行・向上に向けたアドバイスにより、新たな制度に基づく肥料の品質等の確保に貢献してまいります。

イ. 肥料等試験法の改正

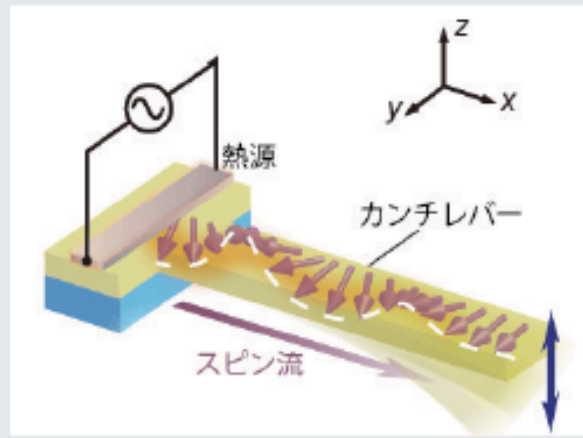
肥料法に基づき、肥料成分等の分析は、FAMICが定めた試験方法である「肥料等試験法」によることとされています。FAMICは、新たな成分や肥料に対応する試験法の開発及び改良、その試験法の性能確認、新しい分析機器を用いた簡便な試験法等についての調査研究を行い、その成果をもとに「肥料等試験法」の改正を行っています。令和2年度(2020年度)は、石灰の測定法や既存の試験法の性能評価結果等を加えて「肥料等試験法(2020)」をホームページに掲載しました。



今後も、アンモニア性窒素等の新たな分析法の開発・改良に取り組むとともに、「肥料等試験法」の改正により、信頼性の高い分析法を提供し、肥料の品質と公正な取引の確保に貢献してまいります。

○ スピン流が機械的な動力を運ぶことを実証

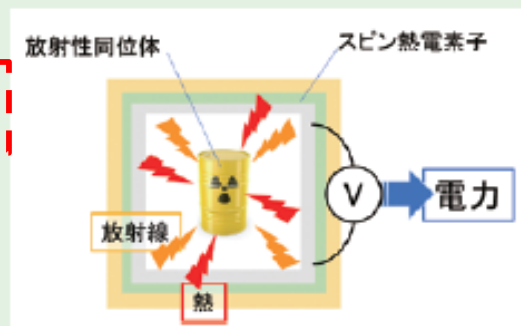
磁気の起源は、電子が持つスピン(回転運動)です。磁石の中では、スピンは揃っていますが、温度を上げるとバラバラになります。温度を素早く変化させると、図に示すように「スピンの流れ」が磁石の中を伝わります。これがスピン流です。磁石で作った微小なカンチレバーの中にスピン流を発生させた時に、カンチレバーが振動することが、極めて精密な測定により検出され、スピン流が動力を運ぶことが実証されました。この動きは、温度の変化だけで駆動され、複雑な電気配線は不要です。配線の作り込みが困難な機械構造体を駆動する手段としての応用が期待されます。



○ スピン熱電素子が重イオン線に高耐性を持つことを実証

計画・成果 エネルギー変換材料の開発に向けて、力学回転と核スピンの相互作用の研究に取り組む。

➡ 原子力機構タンデム加速器の重イオンビーム照射実験により、熱から電気を生む「スピン熱電素子」が使用済核燃料における放射線環境下でも数百年にわたり放射線耐性を示すことを実証しました。「スピン熱電素子」とは近年開発されている電子スピンを利用した素子ですが、設計自由度、低環境負荷、経済性の観点で既存技術を凌駕すると期待されています。今回の成果で特に放射線にも強いことが実証され、放射性同位体発電など、放射線環境下での技術開発に展望が開けます。



アウトカム 使用済核燃料等から生じる熱を安全に有効活用する技術の開発につながると期待できます。

計画・成果とアウトカムを明記

(日本原子力研究開発機構)

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度に完成した主要な施設等

- ・ 林木育種センター特定母樹原種苗等増殖温室【35,306千円】
- ・ 九州支所渡り廊下【26,516千円】
- ・ 東北育種場F2世代開発推進交雑温室【26,187千円】
- ・ 九州育種場F2世代開発等種穂増殖施設【19,130千円】
- ・ 東北育種場奥羽増殖保存園種穂増殖温室【4,080千円】

前年度は、文字による説明であったが、関連する画像を記載し、理解可能性が向上

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度に完成した主要な施設等

- ・ 研究所空調機改修 取得価額【105百万円】
- ・ 多摩森林科学園研究本館他改修工事 取得価額【54百万円】
- ・ 多摩森林科学園災害復旧工事 取得価額【291百万円】



研究本館等の冷凍室、恒温室に設置されている老朽化の著しい特殊空調設備の改修工事を5台実施

写真1: 研究所生物工学研究棟内に設置されている空調設備



多摩森林科学園研究本館、分類同定右室、実験棟管理室について、屋根防水改修、外壁のクラック・コンクリート剥離箇所の補修・塗装、窓等建具の機密性改修、研究本館一部の耐震補強等建築工事、照明設備の省エネ改修、給水管の改修工事を実施

写真2: 多摩森林科学園研究本館



令和元年台風第19号により被災した多摩森林科学園のサクラ保存林・試験林等について、崩壊斜面を安定させ、損壊した試験林等の復旧ならびに被害拡大防止や路網等の整備を実施

写真3: 多摩森林科学園災害復旧工事

(森林研究・整備機構)

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度に完成した主要な施設等(単位未満四捨五入)

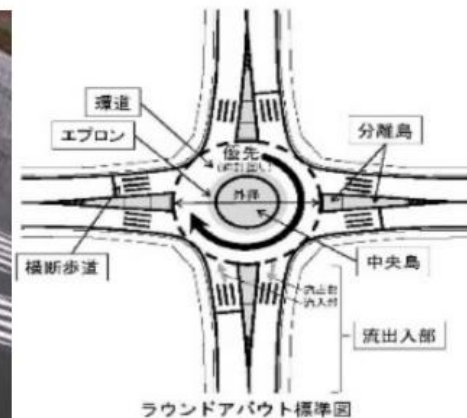
石狩水理実験場ポンプ施設更新	106百万円
材料構造共同実験棟ドラフトチャンバー(局所排気設備)更新	35百万円
第4実験棟屋根改修	92百万円
輪荷重試験機改修	59百万円
地盤挙動実験設備改修	209百万円
研究本館空調設備新設	57百万円
構造物衝撃実験設備改修	56百万円
疲労試験器更新	24百万円
水理実験施設定圧塔更新	100百万円
遠心力載荷装置用加振装置等改修	432百万円
三次元大型振動台改修	525百万円

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度に完成した主要な施設等(単位未満四捨五入)

材料構造共同実験棟ドラフトチャンバー(局所排気設備)更新	24百万円
第1実験棟耐震外改修	42百万円
苫小牧寒地試験道路改修	118百万円
自然共生型災害復旧工法実験施設新設	131百万円
破堤メカニズム・対策工検証施設新設	199百万円
信号に依らない環状交差点実験施設新設	208百万円

交差点試験路(イメージ)



停電による信号制御不能を想定した、信号に依らない交差点制御方式である環状交差点(ラウンドアバウト)の研究開発に特化した施設を新設した。

(土木研究所)

比較

- 7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉 11
- (1) ガバナンスの状況
 - (2) 役員等の状況
 - (3) 職員の状況
 - (4) 重要な施設等の整備等の状況
 - (5) 純資産の状況
 - (6) 財源の状況
 - (7) 社会及び環境への配慮等の状況

- 7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉 15
- (1) ガバナンスの状況
 - (2) 役員等の状況
 - (3) 職員の状況
 - (4) 重要な施設等の整備等の状況
 - (5) 純資産の状況
 - (6) 財源の状況
 - (7) 社会及び環境への配慮等の状況
 - (8) その他源泉の状況(法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉)

事例

「その他源泉の状況」を新設

(8) その他源泉の状況(法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉)

■ 水源施設から末端水路施設までの一元的な管理による渇水被害の軽減

○ 水源施設から末端水路施設を一元的に管理する機構の業務内容

当法人では、本社、支社局、現場事務所が一体となって、関係機関や利水者と緊密に連携し、水源施設から末端水路施設に至るまで一元的な管理を行っています。

渇水時においてはこうした特色を生かし、水源施設では、水源状況や河川流況等の監視強化を図り、河川流況や利水者側での水需要の変化に応じたきめ細かなダム補給操作や、ダム湖の水質監視を強化するとともに、広報活動を通じた節水啓発等を実施しています。また、水路等施設においてはこうした水源施設の状況等を関係利水者へ随時情報提供するとともに、営農状況等の情報連絡を緊密に行うことで気象状況等も踏まえた水需要変動に対して、きめ細かな取水量変更操作や分水量の配水調整を実施するなど、用水の有効利用を図ることで渇水被害の軽減に努めています。

水源・河川流況の的確な把握と
きめ細かな操作

- ・ 水源情報の共有、河川流況の監視強化
- ・ 綿密な取水計画の作成・取水量報告
- ・ 降雨時等の迅速なダム等利水放流、取水減量操作

迅速な利水者との連絡・調整

- ・ 都市用水の水利利用状況の把握
- ・ 営農状況、水稻生育状況の把握
- ・ 水源状況・取水状況の共有



■ ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作に係る技術力向上

実際の防災操作時の状況を再現できるダム防災操作訓練シミュレータ(図)を開発し、これを活用したダム防災操作研修、訓練を実施しました。

研修では、若手職員を対象とした基礎研修6回と中堅技術者を対象とした応用研修2回を実施(表)しました。(写真)。

また、ダム管理事務所の所長等を含む管理職を対象とした異常洪水時防災操作や事前放流等に関する訓練を15回実施しました。

これらの取組により、ダム防災操作に係る職員の技術力向上、人材育成及び技術情報の共有を図りました。

表 ダム防災操作研修、訓練開催実績

年度	基礎研修		応用研修		訓練	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成30年度	2	16	1	7	1	8
令和元年度	2	23	1	10	6	62
令和2年度	2	16	0	0	8	31
計	6	55	2	17	15	101



(水資源機構)

12 財務諸表
要約した財務諸表
(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
	金額		金額
流動資産	80,891	流動負債	60,480
現金及び預金(*1)	32,869	一年内償還予定水資源債券	4,000
有価証券	8,200	一年内返済予定長期借入金	32,841
割賦元金	35,729	その他	23,639
その他	4,093	固定負債	3,342,205
固定資産	3,402,595	資産見返負債	3,066,103
事業用固定資産	2,714,944	資産見返補助金等	2,714,347
一般管理用固定資産	6,680	建設仮勘定見返補助金等	329,661
建設仮勘定	393,193	資産見返仮勘定	22,094
投資その他の資産	287,778	水資源債券	9,000
投資有価証券	11,468	長期借入金	240,858
割賦元金	265,112	退職給付引当金	25,353
長期前払消費税等	10,427	その他	892
その他	770	負債合計	3,402,686
		純資産の部(*2)	
		資本金	4,838
		資本剰余金	△1,843
		利益剰余金	77,806
		純資産合計	80,800
資産合計	3,483,486	負債・純資産合計	3,483,486

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

法人運営の結果が
財務に与えている
影響を経年分析に
より記載

(水資源機構)

12 財務諸表

要約した財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部			負債の部				
	R2	R1	増減		R2	R1	増減
流動資産	88,527	80,891	7,636	流動負債	75,513	60,480	15,033
現金及び預金(*1)	53,304	32,869	20,436	一年内償還予定水資源債券	4,000	4,000	-
有価証券	700	8,200	△7,500	一年内返済予定長期借入金	30,568	32,841	△2,273
割賦元金	32,205	35,729	△3,525	その他	40,946	23,639	17,306
その他	2,318	4,093	△1,775	固定負債	3,277,638	3,342,205	△64,567
固定資産	3,345,742	3,402,595	△56,852	資産見返負債	3,030,674	3,066,103	△35,428
事業用固定資産	2,654,790	2,714,944	△60,154	資産見返補助金等	2,654,234	2,714,347	△60,112
一般管理用固定資産	6,590	6,680	△90	建設仮勘定見返補助金等	353,811	329,661	24,150
建設仮勘定	425,763	393,193	32,570	資産見返仮勘定	22,629	22,094	534
投資その他の資産	258,600	287,778	△29,178	水資源債券	10,000	9,000	1,000
投資有価証券	11,463	11,468	△6	長期借入金	213,290	240,858	△27,568
割賦元金	232,229	265,112	△32,883	退職給付引当金	22,934	25,353	△2,418
長期前払消費税等	14,349	10,427	3,921	その他	740	892	△153
その他	559	770	△211	負債合計	3,353,151	3,402,686	△49,534
				純資産の部(*2)			
				資本金	4,838	4,838	-
				資本剰余金	△1,859	△1,843	△16
				利益剰余金	78,139	77,806	333
				純資産合計	81,118	80,800	317
資産合計	3,434,269	3,483,486	△49,217	負債・純資産合計	3,434,269	3,483,486	△49,217

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

★貸借対照表について

- ★事業用固定資産は、建設業務において、2事業が完了したことによる建設仮勘定からの振替増など増要因が約146億円あったものの、これを上回る減価償却・除却・減損による減が約747億円あり、対前年比約602億円の減額となった。
- ★建設仮勘定は、事業完了に伴う振替減があったものの、これを上回る建設業務の事業進捗があり、対前年比約326億円の増額となった。
- ★割賦元金は、流動資産・固定資産の計上額が合計で約2,644億円となった。利水者からの回収が約369億円あったことなどにより、対前年比約364億円の減額となった。
- ★流動負債のその他は、未払金の計上額が対前年比約128億円の増額となったこと及び預り補助金等が対前年比約31億円の増額となったことにより、約173億円の増額となった。
- ★資産見返負債は、事業用固定資産及び建設仮勘定に連動し、約354億円の減額となった。
- ★水資源債券及び長期借入金は、流動負債・固定負債の計上額が合計で約2,579億円となった。償還・返済の合計額が発行・調達合計額を上回り、約288億円の減額となった。
- ★利益剰余金は、積立金取崩しが約24億円あった一方、当期末処分利益が約27億円計上されたため、対前年比約3億円の増額となった。

アクセスの容易さ(1/2)

<参考>ガイドライン(抜粋)

5.9 事業報告書が、国民その他の利害関係者による活用に資するためには、例えば、以下のように公表することが有用である。

- ・独立行政法人のウェブサイトにおいて、**国民その他の利害関係者が見つけやすい場所に事業報告書を掲載すること**



トップページにある「令和2事業年度事業報告書」を選択

「令和2事業年度事業報告書」が閲覧可能

令和2事業年度事業報告書

URでは、毎事業年度の決算に合わせて事業報告書を作成し、公表しております。この事業報告書では、財務情報や事業活動のほか、社会貢献や環境への配慮、人材戦略、ガバナンスなど、業務運営の状況の全体像をご紹介します。企業理念である「人が輝く都市」の実現に向けた、私たちの企業活動をまとめた令和2事業年度事業報告書をぜひご覧ください。



令和2事業年度事業報告書 本編

A3版 全体ページPDF(閲覧用) [35107KB]

A4版 全体ページPDF(印刷用) [37369KB]

(注) 当資料に記載したホームページの表示は、当資料作成時点のものである。

The screenshot shows the NICT website homepage. The URL bar at the top displays <https://www.nict.go.jp/>. The main navigation menu includes "NICTについて", "研究紹介", "研究成果", "オープンイノベーション・IDI", and "採用". A red dashed box highlights "NICTについて". Below the main navigation, a secondary menu is visible with "NICTについて INDEX" highlighted in blue. A red arrow points from the "NICTについて" link in the main menu to the "NICTについて INDEX" link in the secondary menu. Below this, a list of links is shown, with "事業報告書" highlighted by a red dashed box. Other links include "理事長挨拶", "役員紹介", "組織", "NICT憲章", and "目標・計画".

トップページにある
「NICTについて」を選択

「事業報告書」を選択

The screenshot shows the "事業報告書" (Business Report) page on the NICT website. The breadcrumb trail at the top reads "Home > NICTについて > 事業報告書". The main heading is "事業報告書". Below the heading, there are two links for business reports:

- 令和2年度事業報告書 [PDF形式 6.26MB]
- 令和元年度事業報告書 [PDF形式 3.40MB]

「事業報告書」が表示

(注) 当資料に記載したホームページの表示は、
当資料作成時点のものである。

SDGsの取組

(6) 社会及び環境への配慮等の状況

環境配慮については、「独立行政法人中小企業基盤整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実行計画(2019~2023年)」、また、毎年度「環境物品等の調達を推進するための方針」を策定し、環境物品等の調達を推進するほか、電気使用量や燃料等の使用量の削減に努めております。

また、社会配慮への一環として、働きやすい職場づくりとしてテレワークの導入、時差出勤の推進、産休、育休制度の運用などにも取り組んでおります。

この他、環境負荷低減のための推進活動として、機構ホームページ(J-Net21)において省エネ関連のイベントや環境関係法規に関する情報提供を行い、中小企業者による環境負荷低減に取り組んでおります。環境配慮に関する取組みの詳細につきましては、今後公表される環境報告書をご参照ください。

また、2015年9月に国連総会で採択されたSDGs(Sustainable Development Goals)は、世界の共通言語として浸透が進んでおります。我が国においても2016年5月にSDGs推進本部が立ち上げられ、同年12月、今後の日本の取組みの指針となる「SDGs実施指針」が示されました。「SDGs実施指針」は2019年12月に一部改訂されましたが、この指針の中で「企業数でみると99.7%を占める中小企業への更なる浸透が課題」とされています。

当法人も、政府の中小企業支援機関として、この課題に対応していくことの重要性を認識し、2021年3月21日に「中小企業SDGs応援宣言」を公表し、①中小企業・小規模事業者に対するSDGsの普及・啓発に取り組むこと②SDGsの考え方に沿った中小企業・小規模事業者の活動を支援すること③中小機構自らもSDGsの考え方に沿った組織運営を行うことを表明いたしました。

このほか具体的な取組みとしては、中小機構近畿本部において近畿経済産業局と事業構想大学院

中小企業SDGs応援宣言

中小機構は、中小企業・小規模事業者に対する多様な支援政策を全般にわたって実施する国の機関として、SDGsの考えを尊重し、中小企業・小規模事業者のSDGsへの理解促進と趣旨に沿った事業活動への支援を通じてSDGsの達成に貢献してまいります。

1. 中小企業・小規模事業者へのSDGsの普及・啓発に取り組むます。

中小機構は、SDGsが今後の事業環境や発展の方向性を示すものとして有益であり、事業の持続性を高めることに資するものであることを中小企業・小規模事業者者に積極的に伝えてまいります。

2. SDGsの考えに沿った中小企業・小規模事業者の活動を支援します。

中小機構は、実施する事業を通じて、SDGsの考え方に沿って事業の推進、改革に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。

3. 中小機構自らもSDGsの考え方に沿った組織運営を行います。

中小機構は、SDGsの考え方を尊重し、自らの組織運営においても持続可能性の向上や職場環境の改善に取り組みます。

な企業経営を行っていくために、公表したほか、2021年4月1日中小企業等からの相談対応を開始し、上でも相談の受付をスタートし

実施していくとともに、組織内研修や研修を行っていくことで、機会のために発行されるグリーンボン

(中小企業基盤整備機構)

研究開発業務

研究開発業務においては、森林・林業・木材産業及び林木育種に関わる総合的な研究開発を実施するため、次の4つの重点化した研究課題を設け、様々な課題に対し、戦略的に取組を進めています。

- ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発
- イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発
- ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発
- エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発

森林には、水源の涵養、山地災害の防止、気候変動の緩和、生物多様性の保全などのさまざまな機能があり、私たちの生活に多くの恩恵をもたらしています。健全な森林生態系がもともと持っている自己修復力を活かす森林管理を進めながら、森林に期待される多面的な機能を高度に発揮させます。



令和元年台風19号により宮城県丸森町で発生した土石流災害



スギ成木の乾燥実験



シカ被害など森林の主な病虫獣害の防除技術



(森林研究・整備機構)

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

機構は、機構法に規定された目的を役職員が共通の認識の下に丸となって達成することができるよう、基本理念及び行動指針を策定するとともに、業務運営に当たっての環境配慮の方針等を「環境基本方針」として策定しています。

また、「環境基本方針」の下、機構の事務・事業活動に伴う環境負荷の低減を推進することを目的とした環境配慮に関する具体的な取組み内容を「環境行動計画」として定め、現在、「第4期環境行動計画」（平成30年度から令和4年度までの5年間）に基づいた環境配慮に取り組んでいます。

具体的な取組みとして、事業においては地球温暖化対策、建設廃棄物対策、工事排水と掘削土の適切な処理、生物多様性の保存及び土地処分に伴う特定有害物質への対応に係る取組みを実施し、事務において温室効果ガス排出量の削減、省資源の推進及び廃棄物の削減、グリーン調達の推進、環境に関する研修の実施等に加え、地域の社会貢献活動として周辺地域の環境保全にも取り組んでいます。

さらに、地球環境への負荷低減に資する「グリーン性(注1)」と社会的課題の解決に資する「ソーシャル性(注2)」の双方の性格を有する「サステナビリティファイナンス」により資金を調達し、環境負荷の低減や地域の生活に必要な交通インフラを整備していくことにより、SDGs(注3)の達成に貢献しているところです。

これら環境配慮の取組みは、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号)」第9条の規定に基づき、当該事業年度の終了後6月以内に環境報告書として取り纏め公表しています。

(注1) グリーン性：環境負荷の低減（CO2排出量が少ないなど環境負荷低減に資する鉄道の建設、船舶の海洋汚染防止など）

(注2) ソーシャル性：必要不可欠な交通インフラの整備（多くの人が利用できる鉄道の建設、離島航路の整備など）

(注3) SDGs「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」：
2015年9月の国連サミットで採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載の、17の目標と169のターゲットから構成された2016年から2030年までの国際的な目標。



(鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

ERCA×SDGs

【1】各業務・事業のSDGsとのつながり

2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」では、2030年までに持続可能な社会を実現するために今後世界が目指すべき17の目標、169のターゲットが明示されています。ERCAは、日々の事業・業務そのものが、主に下記に記載しているSDGsの目標につながっていると捉えています。



(環境再生保全機構)

SDGsへの貢献



URは、これまでも人口減少、少子高齢化、東京一極集中という経済社会構造上の大きな課題や、巨大地震や気候変動に対応するための防災、減災、老朽化対策の必要性といった我が国が抱える社会的課題の解決に、まちづくりや住まいづくりを通じて貢献してきました。これからも、事業活動や業務活動等を通じて、世界共通の目標であるSDGsにも貢献していきます。以下に、主な内容と実績を紹介しています。

都市の国際競争力の強化と地域経済の活性化



安全かつ強靱なインフラ構築と持続可能なまちづくり

- 都市再生事業中の地区 **83** 地区 (R2年度末時点)
- 地方公共団体等とのまちづくりに関する協定の締結 **5** 主体 (R2年度実績)
- 防災公園の整備と収容可能人数 **5.6** ha (R2年度実績)
- 22,000 人 (R2年度中に整備した防災公園)

海外都市開発事業への民間企業の参入支援

- 他国との協定・覚書の締結 **6** 件 (R2年度末時点)
- 海外からの視察・研修等による受け入れ **129** か国・**14,091** 名 (R2年度末までの累計)

災害に強いまちづくりの推進



東日本大震災からの復旧・復興支援

- 応急仮設住宅用地の提供と支援委員等の派遣 **約 8** ha・**184** 人 (R2年度末までの累計)
- 津波・原子力被災地の復興に係る整備 **27** 地区・**1,485** ha (R2年度末時点)
- 災害公営住宅の整備 **86** 地区・**5,932** 戸 (R2年度末までの累計)

発災時の迅速・円滑な対応に向けた活動

- 地方公共団体等とURとの関係構築 **31** 団体 (R1年度からの累計)
- 地方公共団体等に対する啓発活動 **18** 回 (R2年度実績)

多様な世代が生き生きと安心して暮らし続けられるコミュニティの創出



高齢者や子育て世帯等が安心して暮らし続けられる環境の整備

- 地域の医療福祉拠点化 **112** 団地 (R2年度末時点)
- 団地内の高齢者・子育て支援施設 **1,075** 件 (R2年度末時点)

人々が安全・安心・快適に暮らせる住まいの整備



UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現

- 住棟ベースの耐震化率 **94.8%** (R2年度末時点)
- 住戸のバリアフリー化率 **59.0%** (R2年度末時点)

(都市再生機構)

<国内初となる気候変動に適応したサステナビリティボンド(SDGs債)の発行>

令和2年9月、機構は水に携わる政策実施機関として、持続可能な開発目標(SDGs)に貢献し、環境・社会的課題の解決を実現すべく、国際資本市場協会(ICMA:International Capital Market Association)のサステナビリティボンド・ガイドラインが言及するソーシャルボンド原則及びグリーンボンド原則に定められている4つの核(①資金調達の用途、②プロジェクトの評価及び選定プロセス、③調達資金の管理、④レポート)となるサステナビリティボンド・フレームワークを策定しました。

本フレームワークについて、第三者評価機関である(株)格付投資情報センター(R&I)より、サステナビリティボンド・ガイドライン等の原則に適合している旨の「セカンドオピニオン」を取得したことで、本フレームワークで発行する水資源債券は、国内初となる気候変動に適応したサステナビリティボンドとして扱われることとなりました。

本件を通じて、より多くの方々々が機構事業のSDGsへの取組について理解を深めるとともに、サステナビリティボンドにより調達した資金を活用し、気候変動による渇水の頻発化や豪雨の更なる激甚化等の課題を解決すべく、治水・利水事業を通じた社会貢献活動に取り組んでいきます。

<フレームワークの概要>

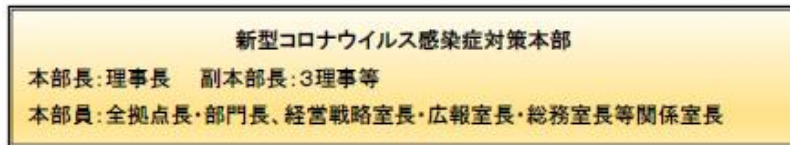
当機構が直面し、解決すべき主要な環境・社会的課題	対象プロジェクト	プロジェクトの概要
渇水の頻発化への対応		用水路(水道用水、農業用水、工業用水)の建設、管理 ● 水道用水、農業用水及び工業用水を確保・補給、導水及び分水ダムの建設、管理 ● 水の貯留及び渇水状況に応じた水の供給
水質の保全	治水・利水事業	水質の管理(水質調査や巡視、各種水質改善方法の実施等) ● 水質状況の把握 ● 水質保全対策の実施 ● 水質悪化発生時の対応 ダムの建設、管理
洪水調節機能等による自然災害への対応		● 洪水調節等による洪水被害の軽減 ● 河川の流水の正常な機能の維持等(既得用水の安定取水、動植物の保護、流水の清潔の保持、舟運、塩害の防止等) ● 水道用水、農業用水及び工業用水の確保・補給

(水資源機構)

新型コロナウイルス感染症への取組

(3) 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

- 新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」として定められたこと及び国内各地への感染拡大の状況を踏まえ、労働安全衛生法で要求されている事業者の安全配慮義務を全うするため、NIMSに「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置(令和2年2月19日)し、NIMS 内各部署が連携協力の上、感染防止対策を実施
- 具体的には、感染拡大の防止などに必要な対策を都度決定し、それらを「対応方針」として取りまとめ、全職員へ周知するとともに、関係部署に対し感染防止対策を指示



「対応方針」を決定し、全職員へ周知・徹底

- 令和2年4月の緊急事態宣言の発出下においては、在宅勤務を基本とし、実験等は3密を避けることを条件として拠点長までの許可を経て実施。また、NIMS 内で継続が必要不可欠な業務を選定し、必要最低限の職員が対応
- 緊急事態宣言解除以降も、3密を避けることが保証できる条件下で、通常業務を実施
- 時差通勤の活用、公共交通機関を利用した通勤者に対し在宅勤務の活用による出勤率の抑制、出張・外勤の制限、体調不良職員への特別休暇、会議室等の利用人数の制限、Web 会議システムの導入加速、一般公開・NIMS WEEK 等外部向けイベントの Web での実施、外国からの入国者の自宅待機措置など、政府の取り組みに沿った対応を実施

(新型コロナウイルス対策下での NIMS 独自の取り組み)

ウェブ de NIMS 一般公開 令和2年6月7日(日)開催

本館ロビーから7時間生配信 & 特設 Web

生中継視聴者数合計 38,682 人(前年実地開催の 6.8 倍)

3 新型コロナウイルス感染症の流行を受け新たに取り組んだ事項

新型コロナウイルス感染症対策のため国の基本的対処方針に示される3密(密閉・密集・密接)回避等の新しい生活様式にも配慮した事業を展開。

(1) テレワークによる業務の遂行

- 緊急事態宣言中は、やむを得ず出勤しなければ業務を遂行できない職員以外は、原則全員在宅勤務による業務体制に移行した。

平均出勤率	令和2年4月・5月	令和3年1月～3月
	31.3%	46.6%

- 令和2年2月にテレワーク施行運用を開始後、関連規程を整備し、令和2年9月に本格導入した。

(2) リモートによる研修・講座・会議等の開催

これまで参集型で実施していた研修・講座・会議等をオンライン形式による開催に変更した。(令和2年度はYouTube環境再生保全機構公式動画チャンネルに計169本の動画を公開)



汚染負荷量賦課金申告・納付の説明動画(公害健康被害補償業務)



全国ユース環境活動発表大会(地球環境基金事業)



保健所等担当者説明会(石綿健康被害救済部)



呼吸筋ストレッチ体操動画(公害健康被害予防事業)



オンラインシンポジウム(環境研究総合推進費業務)



オンライン形式のイベント出席(エコライフ・フェアOnline2020)

また、事業対象者等向けの研修・講座・会議以外に、採用面接においてもオンライン形式を導入した。

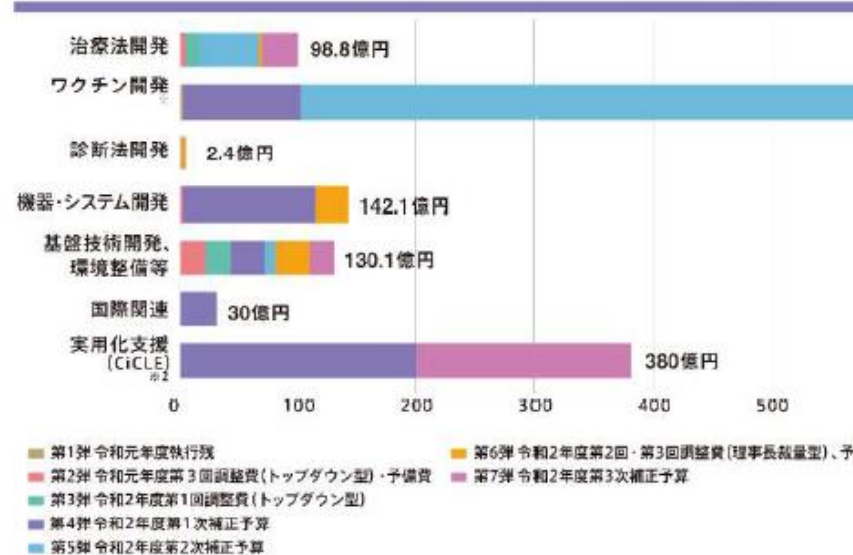
【オンライン形式による利点】

- 場所や移動に縛られず参加できることにより利便性が向上される
- 繰り返し見ることができ、理解度促進に寄与できる。
- 【課題】
- 石綿の無料電話対応や一部の機密情報の取扱いは、現時点ではテレワークでは実施困難。
- 理学療法など実技研修はオンライン形式で実施することが難しいことから、改善策を検討する。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策にかかる研究開発の推進

AMEDでは、COVID-19の拡大を受け、治療法、ワクチン、診断法、機器・システム開発、基盤技術開発、環境整備等、さまざまな支援を行ってきました。令和3年3月時点におけるAMEDの支援状況は以下の通りです。

新型コロナウイルス感染症対策に係る研究開発等の支援状況
政府における予算額1,930億円のうち、AMED経費1,386億円



注：複数の分類に関連する予算は、主なものに分類。
 ※1：ワクチン開発のうち500億円は、基金事業を達成し複数年度で執行。
 ※2：政府からの出資金を活用し、新たな医薬品、医療機器等の実用化を目指す事業(CiCLE:医薬品研究開発基盤創成事業)のこと

新型コロナウイルス感染症対策の補正予算等にて、延べ約 300 課題(令和3年1月現在)を支援してきました。

治療法開発	ワクチン開発	診断法・検査機器開発
<ul style="list-style-type: none"> 既存治療薬(ファビピラビル(アビガン)等)の効果及び安全性の検討等 新たな作用機序等による治療薬開発 In silico 解析による治療薬候補の選定 体外式膜型人工肺(ECMO)の高性能化・小型化 等 	<ul style="list-style-type: none"> 新規ワクチン開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相換etanバクワクチン ・ DNAワクチン ・ mRNAワクチン ・ 不活化ワクチン ・ ウイルスペクターワクチン 等 基礎研究から、非臨床試験(薬理試験、毒性試験)、臨床試験まで支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 診断・治療・予防のための機器・システム開発 LAMP法、イムノクロマト法等による迅速診断キット開発に必要な技術開発 既存の迅速ウイルス検出機器を新型コロナウイルスの検査に活用するための導入実証 等
<p>政府からの出資金を活用した医薬品・医療機器等の創出 (CiCLE) 新型コロナウイルス感染症対策に関する「予防ワクチン開発」、「診断技術開発」、「治療法・治療薬開発」、「基盤技術開発」の支援</p>		
分子疫学・病態解明	研究を支える基盤整備等	国際連携
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスのゲノム分子疫学調査 COVID-19患者検体のゲノム解析、免疫レパトア解析 国内外の検体の確保・解析 等 	<ul style="list-style-type: none"> 感染モデル動物を用いた研究開発等のためのBSL3ユニットの改修・整備 BSL2、BSL3施設への300keVクライオ電子顕微鏡の整備 創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業による創薬支援機能の強化 戦略的に整備することが重要なバイオリソースの維持 新興感染症に対する研究開発に係る新規技術基盤の開発 スーパーコンピューター「富岳」の計算結果を活用するため治療薬探索・評価基盤の整備 コホート調査のためのアプリ・システムの構築 遠隔対応型の精神医療・メンタルヘルスクアの基盤システム開発・検証等 	<ul style="list-style-type: none"> アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築 アジア地域の海外研究拠点(ベトナム、フィリピン、中国、タイ、ミャンマー、インドネシア)にて、夜学研究、全ゲノム解析研究、予防・診断・治療法に関する基盤的技術開発の実施支援 等

AMEDにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関連の研究開発支援状況については、以下を参照ください。

(参照: <https://www.amed.go.jp/news/topics/covid-19.html>)

特集 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響を踏まえた対応について

令和元年12月、中国湖北省武漢市において確認されて以降、国際的に広がりを見せた新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) により、未だ世界はパンデミックの真っ只中にあり、我が国においてもその全国的かつ急速なまん延により、社会的、経済的に大きな影響を受けているところです。

特に、令和2年4月、我が国において緊急事態宣言が出されて以降、学術研究の現場においても様々な対応が求められるなかで、研究体制の縮小、知見交換の停滞といった様々な影響が出ているとの声が聞かれました。政府として様々な対策措置が講じられ、独立行政法人日本学術振興会としても新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大により影響を受けている各種事業について、可能な限り研究活動への影響や事務負担の増大が生じないように、状況に応じた柔軟な対応を実施してきたところです。

本項では、令和2年度に本会の各事業で実施した新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響を踏まえた対応についてまとめています。今後も研究活動が円滑に進められるよう、各事業において研究者に寄り添った対応措置を講じて参ります。

新型コロナウイルスの影響を踏まえた対応について、事業報告書冒頭に「特集」として記載

記

- 1. [科学研究費助成事業 \(科研費\)](#)
- 2. [二国間交流事業 \(共同研究・セミナー\)](#)
- 3. [日独共同大学院プログラム](#)
- 4. [国際共同研究事業](#)
- 5. [研究拠点形成事業](#)
- 6. [特別研究員事業](#)
- 7. [海外特別研究員事業](#)
- 8. [若手研究者海外挑戦プログラム](#)
- 9. [外国人研究者招へい事業 \(外国人特別研究員、外国人招へい研究者\)](#)
- 10. [日本学術振興会賞](#)
- 11. [日本学術振興会育志賞](#)
- 12. [日中韓フォーサイト事業](#)
- 13. [研究者ネットワークの強化](#)
- 14. [広報](#)

1. 科学研究費助成事業 (科研費)
 - ・緊急事態宣言発出中にホームページ上で臨時の問い合わせフォームを開設し、研究者及び研究機関担当者が電話を使わなくても容易に問い合わせができるようにした。
 - ・令和2年4月から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って寄せられた問い合わせへの回答を掲載し、随時更新を行った。
 - ・施設に立ち入れないなど事業継続に困難をきたす研究機関や研究者の実態を勘案し、各種提出書類について、締切の延長や、申請手続きの簡素化など以下のような特例的な対応を行った。
 - (1) 応募書類の提出期限の延長
 - 研究活動スタート支援：5月11日→5月29日
 - 3,812件中3,744件(98.2%)が延長期間に提出
 - 国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (B))：5月29日→6月15日
 - 1,232件中1,187件(96.3%)が延長期間に提出
 - (2) 交付内定後の手続きにかかる提出期限の延長
 - 交付申請書および交付 (支払) 請求書：4月22日→5月22日
 - ※延長後の期限までに提出することが困難な場合も、柔軟に対応
 - 37,572件中32,556件(86.6%)が延長期間に提出
 - 研究成果公開促進費 (ひらめき☆ときめきサイエンスを除く)：4月24日→5月22日
 - 384件中304件(79.2%)が延長期間に提出
 - 「国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (A))」(令和元年度に採択された研究課題) 交付申請書の提出期限の延長：令和3年3月31日→令和4年3月31日

ESGの取組

(2)業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

NITEは、環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)のESGにおける事業環境の変化を認識し、持続可能性・成長性に影響を与える、あるいは事業の存続そのものに対する課題・リスクの要因ととらえ、対応しています。

●事業運営上の課題・リスクの要因

環境(E)	社会(S)	ガバナンス(G)
<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷低減への社会ニーズ拡大 生物多様性への配慮 多発する自然災害 新型コロナウイルス等感染症 	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化 経済のグローバル化 IoT、AI等の第4次産業革命の進展 イノベーションの進展 	<ul style="list-style-type: none"> 運営(統治)体制の変化 柔軟な組織・人事体制整備 財政制約(予算) 組織文化の醸成

ソーシャル・ファイナンスの導入と情報発信

金融のマーケットでは、近年、投資家の判断材料として、企業のSDGsへの貢献姿勢や、経営戦略におけるESGへの考え方が大変重視されており、各企業もそれに応じた流れが加速しています。市場からの資金調達において、ソーシャルボンドやグリーンボンドを発行する企業も増えてきました。

URの企業理念、組織運営や事業内容については、これまでもお伝えしてきたとおり、世界共通の目標であるSDGsや昨今の企業経営の方向性であるESGの考え方と合致しているものです。

私たちが令和2年の8月に、株式会社格付投資情報センター(R&I)から、ソーシャル・ファイナンスに関する第三者評価を取得しました。

ソーシャル・ファイナンスの導入により、より多くの投資家の皆さまにURについての理解を深めて頂くことができ、URの事業に対する社会的支持による投資表明の獲得や、これをきっかけとした新たな投資家層の開拓にもつながりました。

具体的な事例として、豊島区からソーシャルボンドへの投資表明を頂きました。

豊島区とは、従来のIR活動の枠を超えて、お互いの長期的な課題やSDGsの推進について対話(エンゲージメント)を行いました。行政の方々とは、通常は事業上の関係が中心でしたが、ソーシャル・ファイナンスにより資金調達面でも関係を築くことができました。

URに対する理解と信頼を深めて頂くことで、また新しい事業展開が生まれてくることも期待しています。

例年は、投資家等の皆さまに会場にお集まり頂いて、決算報告や事業戦略を説明していましたが、令和2年度はYouTube配信で行いました。オンラインを活用することで、地方投資家の皆さまを含めこれまで参加が難しかった方々にもご覧いただけるようになりましたし、説明に合わせた事業地区の写真を効果的に使用することでより分かりやすく情報を伝える工夫もできました。

今後も、機会に応じて様々なツールを有効活用することで、投資家層の拡大を図り、資金調達の基盤強化を図ってまいります。

事業運営上の課題・リスクの要因をESGと関連付けて簡潔に説明

(製品評価技術基盤機構)

当機構は、住生活に関わる課題を解決するための事業を実施していることから、事業そのものが持続可能な世界を目指すSDGsや、企業評価の新たな潮流であるESGの考え方と方向性を同じくするものといえます。

「環境」の側面においては、省エネルギー性を備えた質の高い住宅を取得する場合に借入金利を引き下げる【フラット35】Sを提供しています。これによって、断熱材を隙間なく施工することや開口部の二重化により、断熱性を高めて冷暖房のエネルギー消費を抑制した住宅の普及に貢献しています。また、省エネルギー住宅の普及促進の取組を投資家の皆さまにより広くサポートしていただくために、省エネルギー性に優れた新築住宅を対象とした住宅ローン債権の買取代金を資金使途とする住宅金融機構グリーンボンドを積極的に発行しています。

なお、庁舎内における省エネルギー活動やペーパーレス化等、業務においても環境負荷低減に取り組んでいます。

「社会」の側面においては、住宅に関する多様な金融サービスにより自然災害や少子高齢化社会への対応、子育て支援や地方移住推進などの地域の政策課題、高経年マンション等の課題を解決する役割を果たしてまいります。そのため、職員が自己研鑽を図れるよう研修や自己啓発の支援を積極的に行っています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応にも注力しています。感染症の影響によって返済が困難となったお客さまからのご相談を承っており、引き続き居住の安定を確保できるよう返済方法の変更にも柔軟に対応するなど、お客さまに寄り添った丁寧な対応に努めています。

「ガバナンス」の側面においては、独立行政法人としての基本的使命と社会的責任を踏まえ、独立行政法人通則法等に基づき、透明性・効率性の高い経営に取り組んでいます。また、全職員がお客さまの満足度を向上させるCS活動及び「カイゼン活動」を継続的に実施し、お客さまへより高い価値が提供できるよう取り組んでいます。

○法人の実施する事業をESGと関連付けて説明

○E・S・Gそれぞれの取組を簡潔に説明

(住宅金融支援機構)

事業運営上の課題・リスクの要因をESGと関連付けて簡潔に説明

(都市再生機構)

DXの取組

デジタル社会の形成に向けたDXの推進

昨今、様々な業種・分野で、DXに注目が集まり、DXの推進が各企業の経営戦略や経営方針として語られています。政府においても、デジタル社会の形成が、国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、社会課題解決のために極めて重要であるとして、関連法案を整備し、令和3年9月にはデジタル庁を設置予定など、社会全体でDXの推進を後押しする流れは加速する一方です。

住宅分野においても、令和3年3月に公表された「住生活基本計画」で、DXの進展に対応した新しい住まい方の実現が求められています。

URでも以前からデジタル化の必要性は認識しており、ダイバーシティの推進やBPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)活動において、制度の見直しやITツールの充実を図ってきたところですが、今般のコロナ禍は、更なる加速化、次の展開を考える契機にもなりました。

お部屋探しにおけるWEB内覧や、TV会議システムを用いた契約内容の説明などの試行を通じて、デジタル技術により物理的距離を越えてコミュニケーションが取れるということの利点を改めて実感しました。また、民間事業者と連携し、

団地内賃貸施設を活用した無人管理型のコワーキングスペース、コミュニティ活性化に係るコミュニティアプリの活用などの実証事業により、デジタルのもう一つの利点である、サービスの自動化・最適化についての検証も進めています。

これまでのIT化はどちらかといえば、社内の作業時間や人件費等を抑えるなど、社内の業務効率化の側面が強かったのですが、DXにおいては、外とのつながり方を変える、ビジネスモデルを変えていくという意識を持つことが重要だと考えています。常にアンテナを高くして、想像力を巡らせて、どんな時代が来るのか、どういうサービスを提供すべきか、職員一人一人が常日頃から考える必要があります。

先般実施した新規事業の社内公募でも、デジタル技術を活かしたアイデアが若手職員から複数案出てきており、非常に嬉しく思っています。

令和3年度から、社内にDXに関するプロジェクトチームを作りました。これまでの電子契約やRPAの導入等のBPR活動も継続しながら、社内のデジタルツールの活用意識を更に高めていきます。

(都市再生機構)

COMPASS5.0(次世代基盤技術教育のカリキュラム化)

デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に向け、あらゆる産業においてITを今以上に活用することが求められ、人工知能(AI)、ロボット、IoT(モノのインターネット)などを組み合わせる実装力や蓄積されるビッグデータをAIで分析活用できる人材が、持続的な経済成長を支えると期待されています。このような、Society5.0時代をリードする人財に必要な知識、技能は日々変化しています。本事業では4分野をこれからの技術の高度化に関する羅針盤(COMPASS)と位置付け、高専教育に組み込むことで、新たな時代の人材育成機関としての高度化を図ります。

(国立高等専門学校機構)

(イ) 新型コロナウイルス感染症対策に係る出勤抑制等に伴う内部統制の充実・強化

機構では、新型コロナウイルス感染症対策、とりわけ出勤抑制の要請を踏まえ、在宅勤務に係る制度整備、ICT環境の整備、職員の啓発活動を段階的に進め、リモート環境下での業務推進体制の構築を行うなど、アフターコロナ時代も見据えた内部統制活動の充実・強化に努めました。その結果、所要の業務を適切に推進しつつ、常勤役職員における第2回の緊急事態宣言時における平均出勤率（常勤役職員の延べ勤務日（年休取得日を含む）に占める延べ出勤日（一部在宅勤務・一部年休は出勤日と扱う）の比率）は31%と、政府の要請を踏まえた水準をおおむね達成しました（令和3年度当初（4月25日以降）に発出された緊急事態宣言期間においても政府目標の3割以下を維持しており（5月21日現在）、出勤者数削減の状況について政府の要請に応じ公表済。）。

さらに、業務のデジタル化に関する政府の方針を踏まえ、速やかに公印省略の制度化を行いつつ電子決裁・文書管理システムの導入を進める一方、リモート監査や周知・広報におけるソーシャルメディアの活用に取り組むなど、機構の内部事務・基幹的業務両面で積極的にデジタル化を推進しました。電子決裁・文書管理システムは令和3年5月に運用を開始し、以降システムの対象となる決裁文書全てを電子決裁に移行（6月16日現在）するなど、新型コロナウイルス感染症対策の下での業務改革に貢献しています。

なお、令和3年度においては、令和2年度に構築した制度・体制及びシステムを基盤として、機構の業務デジタル化・働き方改革の枠組みづくりを、監査や周知広報など機構の基幹的業務の質の向上、業務生産性向上、柔軟な働き方の実現という目的を意識して進めるとともに、令和3年度の推進結果を基礎として、次期中期目標期間における機構のデジタル化推進の目標の在り方について、機構としての考え方をまとめていくこととしています。

政府の方針を踏まえたデジタル化の取組を簡潔に説明

(郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)

DXの構想を簡潔に説明

(防災科学技術研究所)

社会現象としての災害の学理を究明する基盤づくりの一つの施策として、現在「災害対応DX（デジタルトランスフォーメーション）」という仕組みを考えています。

災害対応を主導する市町村は、自治体としての規模や災害対応経験の有無などに大きな差異があります。そこで、防災の知恵をクラウド上で集約し、ユーザーそれぞれの「身の丈に合った」情報プロダクツを取り出し、実装できる仕組みをつくるのが「災害対応DX」です。災害対応活動の基盤となる地図や法律は常に更新され、新しい施策の学習や、地域防災計画の共創を図れる場が提供され、それらを実践や訓練で活用した過程・結果が「災害対応DX」をアップデートしていく。そうした繰り返しによってユーザーである自治体の防災力、研究者のレベルがアップしていくのです。みんなのためにみんなでつくり、みんなで享受する、それをさらに科学の力で純化するという、共創の枠組みの構築を目指しています。

価値創造ストーリーの記載



人が輝く都市へ

業務運営の状況の全体像を、価値創造ストーリーとして、図を用いて明瞭に説明

(都市再生機構)

産学官連携の取組

産学官の連携に対する取組

原子力機構は、創出した研究開発成果を広く社会に還元するとともに、イノベーション創出につなげる取組として、産学官の連携による研究開発の実施、特許等知的財産の橋渡し、施設の供用、論文等の研究開発成果情報の取りまとめと発信を行っています。

2020年度は、国や大学、民間企業等と新たに共同研究226件、受託研究117件を実施したほか、機構の有する施設の外部供用を116件実施しました。また、機構の先進的な技術を研究者がプレゼンし、外部有識者と実用化への課題や事業化の可能性等について協議する「JAEA技術サロン」を2018年度より開催しています。本サロンは、原子力以外の企業等も招待しており、異分野・異種融合による研究開発の進展、研究開発成果の利活用促進を目的とするものです。これまで取引のなかった企業から技術相談が寄せられるようになり、過去に発表した技術の中には共同研究や社会実装を見据えた協議が進められているものもあります。2020年度は年2回、東京と大阪での開催を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため両者とも

オンライン開催となりました。原子力機構外の機関が開催する各種展示会等においても、原子力機構が保有する知的財産や技術を紹介し、企業への橋渡し活動を積極的に実施しています。また、原子力機構の特許・実用新案を、実用化を希望する企業等が使用して原子力機構と実用化共同研究開発を推進する成果展開事業も実施しています。

このほかにも原子力機構が保有する大型研究施設の産業利用を促進する施設供用制度の継続や、「研究データの取扱いに関する基本方針」に基づく研究データ管理・公開の体制構築の検討など、オープンイノベーション・オープンサイエンスへの取組も実施しています。

なお、原子力機構がこれ
研究開発成果(約11万件)
システム(JOPSS)」([https://](https://tenki.jaea.go.jp)

※ その他、産学官との連携や研究開発成果
ジを御覧ください。
<https://tenki.jaea.go.jp>



11の大型研究施設・設備を供用



JAEA技術サロン(オンライン)

TOPICS

2020年度のJAEA技術サロンで紹介した原子力機構の技術

- ・析出物を生じやすい溶液を安定供給可能な耐食定量ポンプ
- ・食品廃棄物から開発した吸着剤“Super Nano Bone”による環境浄化
- ・粒径、細孔径が選択できる金属元素吸着材
- ・大規模施設の地層リスク評価技術
- ・小型で取扱いが容易な甲状腺ヨウ素モニタ
- ・放射光を活用した材料分析技術
- ・英知の結集-東京電力HD(株)福島第一原子力発電所(1F)廃止措置に向けて-
- ・原子力機構の廃止措置に係る技術ニーズ



小型甲状腺ヨウ素モニタ



特に、“Super Nano Bone”については、「豚骨」と「原子力」という意外な組み合わせということもあり、SNSでの投稿から4日間で6万件以上の閲覧数を獲得し、地上波のニュース番組でも紹介され反響がありました。

*Srが骨に蓄積されやすいことに着目し、食品廃棄物である牛骨や豚骨から開発された有機金属吸着材です。実用化されている天然ゼオライト吸着剤と比較して各段に高い吸着性能を示しました。

アンケート

独立行政法人における令和2事業年度の事業報告書の記載事項等について、独立行政法人等に対してアンケートを行った。その結果概要は次ページ以降のとおり。なお、回答した法人が特定できないように、文意を損ねない範囲で事務局において回答の表現を一部変更した。

【問】 令和2事業年度の「事業報告書」の作成において、法人の長がリーダーシップを発揮した事例



<回答例>

○事業報告書の作成過程において、理事長を筆頭に、理事、監事等で構成された会議体において、定期的に議題として取り上げ、懸念点の確認や、非財務情報や将来情報の在り方等について検討を重ねるなど、役員間での合意形成に注力した。

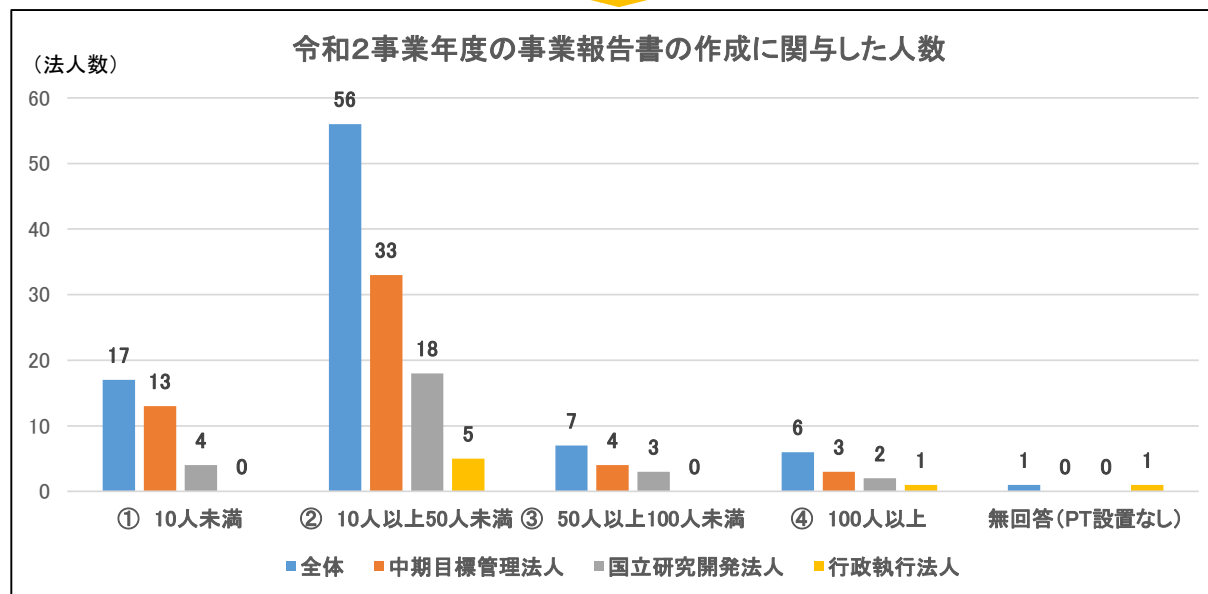
○「法人の長によるメッセージ」について、理事長自らが新型コロナウイルス感染症に対応するための業務上の取組や経営方針を盛り込んで作成するとともに、法人の活動が社会に及ぼす影響(アウトカム)に関する記載を新たに追加するため、直接指示を行うなど、リーダーシップを発揮した。

○事業報告書作成開始段階から法人の長と作成方針について意見交換を行い、国民等への説明責任(アカウンタビリティ)を向上させることを意識してより分かりやすい構成とするなどの方針を決定した。さらに、理念や運営上の方針・戦略等について、役員自ら全職員に対して説明を行った。

○理事長が「法人の長によるメッセージ」を作成。当該メッセージは社会情勢を見据えたこれからの法人の取組について、法人の長が決意を述べたものであり、法人の事業報告書作成にあたっては、節目節目で報告書が適切なものになるよう導いた。特に令和2事業年度の事業報告書の作成においては、新たに「令和2年度事業のトピックス」項目について追加するなど、報告内容がより具体的にするよう方針を示した。

○「法人の長によるメッセージ」に、令和2年度の取組として、新型コロナウイルス対策、オンライン化行動計画、SDGsへの取り組みを理事長自ら主要テーマとして示したほか、特にSDGsの取組については詳しく記載を加えるなどの方針が示された。また、事業報告書全般においてグラフ等を用い解りやすくビジュアル面で工夫するほか、表紙についてもカラーを取り入れる旨の指示が理事長よりあった。

【問】 令和2事業年度の「事業報告書」の作成に係るプロジェクトマネジメント(令和元事業年度との比較含む)及び関与人数(作成に当たりコミュニケーションをとった関係者を含む)について



<回答例>

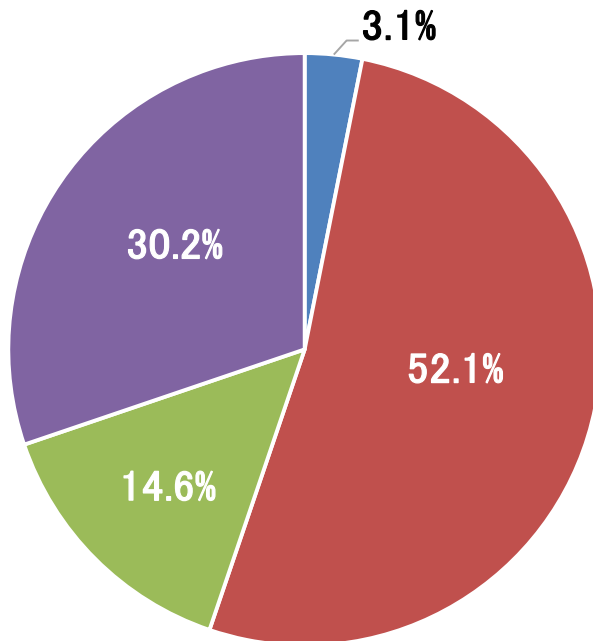
○これまで決算作業の一環として、主に会計課での作業を中心に作成していたが、非財務情報等の充実に効率的に対応するため、令和元事業年度の事業報告書の作成より、法人評価を担当する経営企画課と連携し、法人評価を通じて把握している当法人の業務実績を活用して事業報告書を作成している。令和2事業年度においては更に、新型コロナウイルス感染症への対応について項目を設け、その対応を取りまとめている経営企画課を中心に作成を行った。

○複数の関係部署との調整が必要となったこと、業務運営上の課題やリスク、内部統制などの機構全体にかかる内容の検討が必要であることから、全体の取りまとめ部署を経理部から経営企画部に変更した。

○記載事項の各項目について、担当課及び作成期限を明示した一覧表を作成し、その一覧表に基づき進捗管理を行うとともに、非財務情報については事業年度内に先行して作成に着手する等、期限内に作成するよう工夫した。

○当機構においては、国民や投資家等のステークホルダーに向け、幅広く、かつ、詳細な情報提供を行う目的で「統合報告書」を作成している。当該「統合報告書」と事業報告書は、一部の内容や作成時期も重なることから、あらかじめ「統合報告書」と事業報告書のコンテンツ、作成スケジュール等について、関係部署と事前にすり合わせを行うことにより、重複作業等の非効率さが発生しないよう調整した。

【問】 令和2事業年度の「事業報告書」の記載内容等について、法人外部への相談等（有償・無償を問わず、照会等を含む）の有無



- ① 統合報告書を作成している民間企業や国立大学法人等に相談等を行った
- ② 会計監査人に相談等を行った
- ③ ①及び②以外に相談等を行った(※)
- ④ 相談等は行っていない

(※)回答例

○他の独立行政法人

○主務省

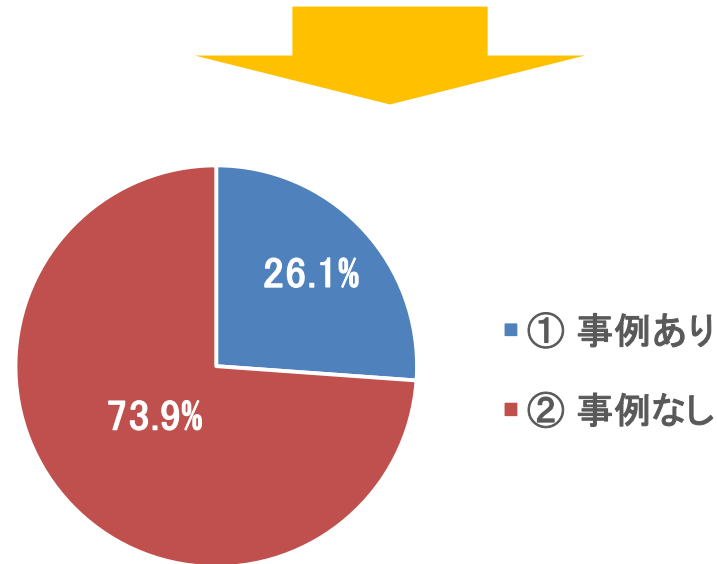
○令和元事業年度の事業報告書について、日経主催の統合報告書アワードへ参加し評価を受けた

【問】 令和元事業年度と令和2事業年度の「事業報告書」を比較して大きく変わった箇所について

<回答例>

- 事業報告書の冒頭に、当該事業年度内のトピックをまとめたコーナーを新設した。
- 他法人の令和元年度の事業報告書や総務省ホームページで公表している「独立行政法人における令和元事業年度の事業報告書について」を参考に構成を見直し、令和2年度の主な成果を、関連するSDGsの目標を示しつつ、報告書に盛り込むとともに、令和元事業年度より写真等を増やすなど視覚的に興味を引くよう配慮した。
- 機構の取組みや成果がより明確に伝わるよう、冒頭の「法人の長によるメッセージ」の分量を2倍以上増やした。
- 令和2年度の取組として新型コロナウイルス感染症感染防止対策に関する記載や、感染予防を考慮した設備・機器の遠隔化・自動化(DX化)に関する記載を事業報告書に盛り込んだ。
- 法人の事業の内容をよりわかりやすく国民に伝えるため、各部門の主な成果をコラム形式で掲載するようにした。
- 非財務情報(業務の成果)と財務情報(行政コスト)について、読者にその妥当性・適正性を理解していただくため、法人の財務構造の特性を説明するページを新たに設けた。また、イノベーション創出に係る取組の紹介や各業務のアウトカムの明示、部門横断的な成果等、様々な改良を行った。
- 法人の業務に馴染みのない読者であっても理解しやすいよう、冒頭に事業の性格や基本的な考え方についてイラストで開設したページを設けたり、専門用語には解説を付記した。
- 事業報告書の、法人が提供する情報の窓口・プラットフォームとしての役割が高まるよう、関連の公表資料へリンクするQRコードの添付、関連ページへジャンプするハイパーリンクの追加といった工夫を行った。
- 事業報告書の目的や情報の結合性(ストーリー性)等に配慮するため、年度目標と事業計画を一連とする構成に改めた。
- 社会情勢や各事業の進捗状況等を踏まえ、記載すべき重点記載事項(トピック)等を検討し、コロナ禍における新しい生活様式の実現に向けた施策内容を記載したり、SDGsへの貢献について紹介するページや節目を迎えた震災復興支援事業の特集ページなどを新たに追加した。
- 事業報告書のホームページにおける記載場所を見直し、トップページからのアクセスを容易にした。

【問】 事業報告書を製本して法人外部に配布した事例があるかどうか



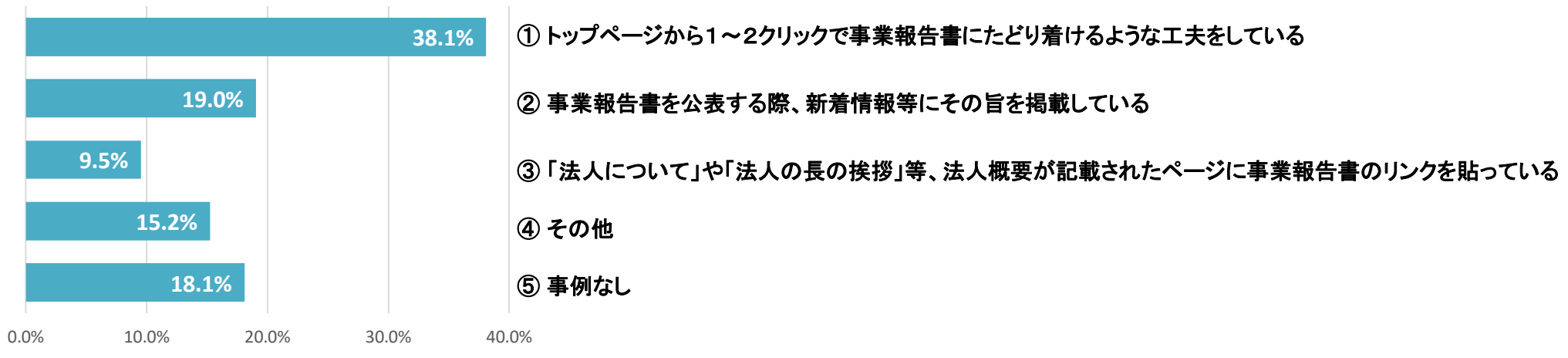
<補足>

○主な配布先として、アンケートでは以下のような回答があった。

関係省庁、地方自治体、大学、高等専門学校、民間企業、関係会社、出資者、マスコミ、来訪者、法人が設置主体である諮問委員会の構成員、所管省庁傘下の他の独立行政法人、資金調達に関連する投資家や金融機関、主催するセミナー等の参加者

○配布部数について、数千部と回答した法人があった。

【問】 各法人のホームページにおける事業報告書の記載場所や記載方法等について、工夫した事例



<回答例>

○公表時に、ホームページトップ画面の新着情報に(決算公告として)掲載し、投資家向け(IR)のページには、常時、財務情報から、事業報告書が含まれる決算公告にアクセスできるよう表示している。

○ホームページ訪問者の興味を引くよう、事業報告書を紹介するトップページは視認性が高くなることを意識したインタラクティブなデザインの特設ページを制作している。

○トップページに直接、当該年度の資料リンクを貼り、1クリックでたどり着けるように工夫している。

○これまでは財務情報に関するページ内に記載しているだけだったが、今年度は事業報告書についての単独ページを作成し、当該ページのリンクを関連する他のページに貼り付け、HP上の様々な場所から簡易に移動し、閲覧できるようにした。また、当該ページにおいて、読み手の読みやすさ等を考慮し、テーマごとに事業報告書を分割したものも併せて掲載した。

【問】 事業報告書の活用について**<活用事例① 法人運営の総括及び振り返りに活用>**

- 他法人の事業報告書をベースにした意見交換の中で、自法人における課題(SDGs、ダイバーシティなどの取り組みの弱さ)が顕在化、当該課題を実施する部署を新たに設置した。
- 事業報告書の作成を通して、法人の長によるメッセージだけでなく、法人の位置付け、ミッション、運営方針及び運営上の課題・リスク等あらゆる面でトップマネジメントを意識するきっかけとなった。
- 法人の長のメッセージなどについて、法人の長自ら説明会を開催して、法人職員への理解を深める対応を実施した。

<活用事例② 不要な重複情報及び報告書等の省略>

- 関連する文書・ウェブサイトへのリンクを付記するなど、プラットフォームとしての役割を意識しつつ、事業報告書の記載内容を精選し、事業報告書そのものの総文字数の抑制を図るとともに、事業報告書の作成過程において関連文書等と事業報告書において不必要な重複関係がないか等について留意しつつ全体構成等の検討を行った。
- 法人の業務内容を取りまとめた報告書を毎年度作成し、HP掲載・関係機関に配布を行ってきたが、事業報告書の非財務情報が充実したことから、内容が重複するとして廃止した。
- 事業報告書とその他の報告書において、重複する情報については事業報告書での記載を必要に応じて省略した一方で、詳細情報が分かるHPの該当箇所のQRコードを記載するなど、簡潔化を図る工夫を行った。
- 事業報告書の記載内容をその他の報告書等でも統一的に使用することで、組織の一体感を醸成することや作成にかかる事務負担の軽減につながるよう工夫している。

【問】 事業報告書の活用について**<活用事例③ 他法人と情報交換する中で課題等の共有>**

- 事業報告書の作成に当たっては、総務省ホームページで公表されている「独立行政法人における令和元事業年度の事業報告書について」に整理された他法人における事例を参照するとともに、他法人における事業報告書の作成状況や事業運営に関する情報を収集するなどした。
- 他法人のホームページに公表されている事業報告書を参考にして、記載事項の一部見直しを行った。
- 他法人の事業報告書を参考に、表紙及び表紙裏の活用、QRコードの導入を図った。
- 他独法と情報交換を行い、作成方法や記載内容等の検討に役立てた。

<活用事例④ 債券発行におけるIR資料として活用>

- 各債券の発行の都度、債券内容説明書(目論見書に相当)の「発行者情報の部」にて財務諸表等と併せて開示している。
- OHPの動画掲載により開催した「投資家・アナリスト向け決算説明会」において、事業報告書を掲載し活用した。

【問】 事業報告書の活用について**<活用事例⑤ 産学連携に際し、法人の業務運営状況の説明資料として活用>**

- 電力各社、大学法人、メーカー等に対し、産学連携の基礎となる機構の業務運営の理解の増進等を図るため、事業報告書を配布した。
- 連携する大学や民間企業等に対して法人の基本情報等を説明する際の説明資料の一部として活用している。

<活用事例⑥ 外部評価・監督者に対する説明資料として活用>

- 主務省における法人の評価に関する有識者会合の説明資料として活用した。
- 法人が設置する有識者会議、委員会等の説明資料として活用した。
- 法人の概要を理解してもらうために主務省が事務局を務める審議会の委員に配布したり、説明資料として活用した。
- 独立行政法人評価制度委員会のメンバー等に対して法人の基本情報等を説明する際の説明資料の一部として活用している。

<活用事例⑦ その他>

- マスコミ向け記者会見を行っており、その配布資料として活用。
- 当法人が主催するシンポジウムの参加者や、出展した展示会等への来場者等に対して配布している。
- 採用活動等において活用している。

【問】 その他の意見(令和2事業年度の「事業報告書」の作成の過程で生じた実務上の課題、法人にもたらした好事例、令和3事業年度にむけた新たな取組など)



<回答例>

- 組織内で非財務情報の開示対応の検討が開始されており、今後も、事業報告書を情報開示の重要な媒体の1つとして活用していきたいと考えている。
- 令和2事業年度は、令和元事業年度と同様に事業報告書を作成するための資料(業務実績に関する自己評価書等)が事業報告書の作成時期と重なっていたことから、資料等の提出や修正が完成直前となり、スケジュール調整に苦慮した。
- 令和2年度の事業報告書作成に際しては、前年度に明らかになった財務に係る課題について関係部署間で早期に検討し対応したことで、適切な内容となった。
- 令和3事業年度の事業報告書に関しては、ストーリー性を踏まえた情報の繋がりを示すこと、基礎基盤的な情報を提供する「プラットフォーム」としての役割を果たすこと、及び「簡潔・明瞭性」といった視点に更に留意した改善方法の検討を進めている。
- 理事会の場において、役員交代があった場合等新任の出席者に対し、理事長の理念を伝える資料として、事業報告書を活用している。
- 令和3事業年度では、さらに読者を引きつける内容とするため、前半部分はトピックス(代表的な業務の成果の概説)をより明快にする等、簡潔で分かりやすい内容とし、後半は詳細で丁寧な記載にする等、メリハリを効かせた戦略的な説明構造とする予定。
- 法人が実施した事業の成果としての非財務情報とこれに関連する財務情報と関連させる過程で、法人の直面する課題の検証等を行うことができた。
- 広報その他、機構のPRに資するものとして、配布先の拡大等を検討している。